

吃者ノトカーとカール3世の後継問題

Notker der Stammler und die Nachfolgefrage Karls III. d. Dicken

岡 地 稔

Minoru OKACHI

要 約

吃者ノトカーの『カール大帝業績録』（884～887年）は、皇帝・フランク王カール3世に依頼され、献上されるべく執筆されたが、その執筆時期は、カール3世の後継問題が喫緊の政治課題として浮上した時期にあった。しかもその問題は、フランク王国において王位継承資格を問題視されない嫡出のカロリinger男子がもはやカール本人以外におらず、どのような人物を彼の後継に据えるのかという、きわめて重大な問題を内包していた。そのため研究史においては、この作品の中でノトカーが、同時代人の一人として、誰かを後継候補に推しているのではないかと、とりわけ庶出のゆえに王位継承から排除されてきた、カールの甥アルヌルフを推しているのではないかと、考えられてきた。

本稿は、『カール大帝業績録』の関係箇所を読み解いていき、ノトカーにあってはカール3世に対し、後継問題にコミットしようとする姿勢を示しているわけではなく、さしあたりは、アルヌルフの処遇を、カールの最近親の男子たちの存在を意識したうえで熟考するよう、求めているのであり、それは、当事者間の関係性の中で処理・解決されるべきとする、9世紀フランク社会における庶出子の処遇問題における処理・解決策に、同期するものであった、と結論づけた。

はじめに

第1章 カール3世の後継問題

- 1) カール3世の統一帝国の成立と「正統性問題」
- 2) 西フランク王ルイ3世・カルロマンとの養子縁組
- 3) フゴーの「陰謀」と、ベルンハルト擁立計画
- 4) プロヴァンスのルイの後継者指名

第2章 吃者ノトカーとカール3世の後継問題

- 1) 『エルカンベルトのフランク王国事蹟梗概 続編』と『カール大帝業績録』
- 2) コメンタール、および研究史上の位置づけ
- 3) 吃者ノトカーとカール3世の後継問題：問題点と展望

第3章 9世紀フランク社会における婚外子＝庶出子の相続問題

- 1) B. カステンの9世紀フランク社会論

2) 婚外子=庶出子の相続問題に対する聖職者の対応
おわりに

はじめに

現スイス所在ザンクト・ガレン修道院の修道士ノトカー（吃者ノトカー Notker der Stammler, Notkerus Balbulus）¹⁾ (840年頃～912年)は、中世文学やキリスト教音楽の分野では作品『賛歌の書』(Liber Hymnorum)をとおしてセクエンティア(続誦)の「創始者」として知られるが、歴史学ではカール大帝の伝記『カール大帝業績録』(Gesta Karoli)の著者として知られる²⁾。同書は、883年12月4日～6日、皇帝・東フランク王カール3世(肥満王) Karl III. der Dicke (888年没)がイタリア遠征からの帰路、ザンクト・ガレン修道院を訪れた³⁾さいに、その曾祖父カール大帝の事蹟の執筆を要望し、ノトカーがこれに答えて、書きしたためたものと推察されているが⁴⁾、しかし

- 1) 本稿で扱うノトカーは、同名のザンクト・ガレン修道士たちと区別するために、ノトカー1世、あるいはあだ名を用いて「吃者(どもりの)ノトカー」と呼ばれる。このあだ名はノトカー本人がその著書『カール大帝業績録』第2巻・第17章 Notkeri Balbuli Gesta Karoli Magni Imperatoris, hrsg. von H. F. Haefele, MGH (= Monumenta Germaniae Historica) Scriptores rerum Germanicarum, nova series 12, Berlin 1959, ndr. München 1980, II 17, S.84; Notkeri Gesta Karoli, AQDGM (= Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters), Bd.7, T.3, bearbeitet von R. Rau, Darmstadt 1975, II 17, S.414 で「どもりで歯抜けの私」(ego balbus et edentulus)と称していることから、修道院内での自称・称呼に由来していると思われ、11世紀半ばのザンクト・ガレン修道士エッケハルト4世 Ekkehard IV. の著した『ザンクト・ガレン修道院の事蹟』Casus Sancti Galli (Continuatio I) (後出のラトベルトの記述に続けて884年から972年までの事項を記す)第2章は「ノトカー——今後あだ名吃者(を付して呼ぶ)——」(Nokerus, postea cognomen Balbulus, ...)としている。Ekkehardi IV. Casuum S. Galli Continuatio I, MGH SS (= Scriptores (in Folio) 2, S.78 (章立てなし); Ekkehardi IV. Casus Sancti Galli, AQDGM Bd.10, Darmstadt 1980, c.2, S.20
- 2) H. F. Haefele / Ch. Gschwind, Notker I (Balbulus, “der Stammler”), Lexikon des Mittelalters 6, 1999, Sp.1289-1290; Ursula Penndorf, Das Problem der »Reichseinheitsidee« nach der Teilung von Verdun (843). Untersuchungen zu den späten Karolingern, München 1974, S.149-165; 沓掛良彦「ノトケル・バルブルス」『集英社 世界文学大辞典』3, 集英社 1997年, 337頁
- 3) ノトカーと同時代のザンクト・ガレン修道士ラトベルト Ratpert の『ザンクト・ガレン修道院の事蹟』Casus S. Galli (614年の修道院創建から884年の事項までを記す)は、カール3世がイタリア遠征からの帰路、ザンクト・ガレン修道院を来訪して3日間滞在し、歓待され、883年12月6日に同修道院を発ったことを記す。Ratperti Casus S. Galli, MGH SS 2, S.74。この記述と、カール3世の足跡 (Itinerar) との突合せから、カールの同修道院滞在は883年12月4日～6日に、実際なされたことと推察されている。BM² (= J. F. Böhmer, Regesta Imperii, Bd.1 : Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751-918, neubearb. v. E. Mühlbacher, 2. Aufl., Innsbruck 1908, ndr. mit Ergänzungen von C.Brühl und H. H. Kaminsky, Hildesheim 1966) 1677b, 1677c : E.Dümmler, Geschichte des Ostfränkischen Reiches, Bd.3, Leipzig 1888, ndr. Hildesheim 1960, S.219-221
- 4) エッケハルト4世の『ザンクト・ガレン修道院の事蹟』(前注1)が、カール3世がザンクト・ガレン修道院に来訪し、修道士たちと歓談したおり、ノトカーには応えるべき多くの問いが寄せられたと語り(“Angnitoque, quod is esset, qui Karlo multa querenti pridie resolveret”, Ekkehardi IV. Casus Sancti Galli [wie Anm.1] c.38, S.86)。またノトカー自身が『カール大帝業績録』第1巻・第18章において「おお主にして皇帝カール (=カール3世)

完成を前に、献呈されるべきカール3世が887年11月、甥アルヌルフ Arnulf（アルヌルフ・フォン・ケルンテン Arnulf von Kärnten）のクーデタによって失脚し、直後に死去したため、未完に終わった作品とされる⁵⁾。作品の成立年代はしたがって、884年～887年の間である⁶⁾。

カール大帝の伝記とはいえノトカーの『カール大帝業績録』は、これに50年余り先立つ830年頃に成立したアインハルト Einhard の『カール大帝伝』(Vita Karoli)⁷⁾と比べるならば、史的資料としての正確性は求めるべくもない。このあたり、両伝記を翻訳した國原吉之助氏の言を借りるならば、「ノトカーの場合……たまたま修道院を訪れたカールの曾孫の要望に応え、曾祖父を支配者の模範として物語ることを約束した。アインハルトと比較して、執筆の動機も目的も偶発的、受動的で、カールとの関係も間接的、儀礼的であるといえよう。このような成立事情が作品に反映するもの自然で、たとえば前者(=アインハルト)には終始一貫して、カールの生涯を正しく伝えようとする情念や使命感が感じられるが、後者(=ノトカー)ではカール大帝以外の先祖への言及、カールとは無縁の物語めいた挿話が多く見られる。こうしてノトカーはいろいろな点でアインハルトに一籌を輸すると考えられる」⁸⁾。また、ノトカーの『カール大帝業績録』においては、叙述作品一般がまぬがれえない著者の主観が、隠されることなく随所に現れている。しかしそれは同時に、ノトカーの心情、延いては自身の生きた時代への思いを吐露するものでもある。そうした部分のうち、歴史研究者たちの関心を集めたものの一つが、カール3世の後継問題に対するノトカーの思いであった。

本稿は、カール3世の後継問題に対するノトカーの思いなるものについて、あらためて考察を加えようとするものである。同時に、この問題関連においてあげられ、私自身もかつて論及した「正統性原理」についても、少しばかりふれたいと思う。

なお、ノトカーには、関連する著述がもう1点存在する。881年頃に著されたと推測される『エルカンベルトのフランク王国事蹟梗概 続編』(Erchanberti Breviarum regum Francorum,

よ、私はあなたの命令を果たしたいと思っているうちに」(“o domine imperator Karole, ne, dum iussionem vestram implere cupio”, Notkeri Gesta Karoli, I 18) と述べていることなどから、こう推察されている。Vgl. H. F. Haefele, Gesta Karoli Magni Imperatoris (wie Anm.1) Einleitung S.XII-XVI. なお吃者ノトカーについては、ヴェルナー・フォーグラール編、阿部謹也訳『修道院の中のヨーロッパ——ザンクト・ガレン修道院にみる——』朝日新聞社1994年において随所で語られている。参照されたい。

5) 当初は3巻の構成が構想されていたが、第2巻の途中で中断し、第3巻は書かれなかったと考えられている。Vgl. H. F. Haefele, Gesta Karoli Magni Imperatoris (wie Anm.1) Einleitung S.XVI; 國原吉之助(後注7)解題170-171頁を参照。この著作のその後については、簡単には拙著『あだ名で読む中世史——ヨーロッパ王侯貴族の名づけと家門意識をさかのぼる——』八坂書房2018年、108頁、131頁を参照。

6) 成立年代を記載内容の検討からさらに限定する試みがなされているが、いずれも推測の域を出ず、確実ではないので、ここではさしあたり884年～887年という時間枠を提示するにとどめたい。本稿第2章・第3節をも参照。

7) Einhardi Vita Karoli Magni, hrsg. von O. Holder-Egger, MGH Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi 25, Hannover-Leipzig 1911, ndr. 1947; Einhardi Vita Karoli Magni, AQDGM Bd.5, T.1, bearbeitet von R. Rau, Darmstadt 1980. アインハルト、ノトカーの両カール大帝伝は國原吉之助氏による翻訳がある。國原吉之助訳・註、アインハルトス、ノトケルス『カール大帝伝』筑摩書房1988年。本稿での『カール大帝業績録』からの訳出にあつては氏の翻訳を参考にさせていただいた。

8) 國原吉之助(前注7)解題173頁

continuatio annorum 840-881) がそれである⁹⁾。カール3世の後継問題に対するノトカーの思いなるものについて、参照されるべきとされる記述がそこに見られるのである。『カール大帝業績録』の関係箇所とともに取り上げたいが、まずはカール3世の後継問題について取り上げることからわれわれの考察を進めよう。

第1章 カール3世の後継問題

1) カール3世の統一帝国の成立と「正統性問題」

はじめに皇帝・フランク王カール3世(肥満王)(839～888年)の事蹟を簡単に辿ろう¹⁰⁾。

彼カールは839年にカロリング家の東フランク王ルードヴィヒ2世(ドイツ人王) Ludwig II. der Deutsche の三男として生まれ、876年、父王の死後アレマニエン分国を継ぎ、2人の兄の早世(長兄バイエルン分国王カールマン Karlmann 880年没、次兄ザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世 Ludwig III. der Jüngere 882年没)により882年には東フランクの単独王となる。この間の879年にはイタリア王位、881年には皇帝位を獲得し、さらに西フランク王カルロマン Carloman の死(884年)にともない、885年に西フランク王位をも獲得する。ここに、ヴェルダン条約(843年)以来分裂していたフランク王国は彼のもとで再統合を見る。しかしこの再統合のわずか2年後、887年11月、カールは甥アルヌルフのクーデタに遭って失脚する。彼の失脚・廃位は統一フランク王国の崩壊・再分裂をもたらすとともに、西フランク、イタリア、上ブルグントに非カロリinger、すなわちカロリング家の出自にあらざる人物たちの王権を成立させることにもなった。

さて、カール3世の統一帝国の成立には、よくいわれるように、いくつもの偶然的な要因があざかってきた¹¹⁾。他の王たちが相次いで早世し、しかも彼らに嗣子が欠如していたという事態がそれであった。しかし、このうち、嗣子の欠如に関しては、必ずしも偶然的というわけではない。

例えばカールを失脚させたアルヌルフはカールの長兄カールマンの男子であるが、彼の庶出が、叔父ルードヴィヒ3世とカール3世が彼を王位継承から排除した根拠であった。王の男子であれば基本的には誰でも王位継承権を認められていたメロヴィンガーとは異なり、カロリingerにおいて、早くから王位継承権を嫡出男子にかぎり、婚外子=庶出子を排除する原則、すなわち「正統性原理」(Legitimitätsprinzip)が定着していた。カロリinger後期においてはこの原理に由来する王位継承問題が現実の政治の上でクローズ・アップされる。870年のメルセン条約へ至る事態、すなわちロタール王国の消滅をもたらしたロタール2世 Lothar II. の離婚問題、その根底にある彼の息子フゴ Hugo の継承権問題—正統性問題は、そのよく知られる例である。

問題はしかし、この原理そのものの可否ではなく、この原理を前提として、王の男子が嫡出子と見なされて王位継承権を認められるのか、婚外子=庶出子と見なされ、王位継承権を否定されるのかどうかにあった。問題を複雑にしていたのは、王たちがキリスト教会によって認められた、合法

9) 後注40

10) B.Schneidmüller, K(arl) (III) der Dicke, in : Lexikon des Mittelalters Bd.5, Stuttgart-Weimar 1999, Sp.968-969 ; 平凡社大百科事典, 1984年 (=世界大百科事典, 1988年~) : カール [3世] 項を参照。

11) 以下、本節は拙稿「カロリinger後期・国王選挙における正統性問題——879-80年 西フランクにおける王位継承問題をめぐって——」『アカデミア』人文・社会科学編69, 南山大学1999年, 363-364頁とほぼ同文である。

的な、婚姻関係以外に、事実上の婚姻関係＝内縁関係を結んでいて、そこから子を得たり、あるいは合法的な婚姻関係に入る以前に子をなしたりする場合は、少なくなかったことである。それらの場合、子は婚外子＝庶出子と見なされることになろうが、しかし、現実には必ずしも簡単に「嫡出」、あるいは「庶出」と認定できるとは限らなかった。ことに「庶出」男子しかもたぬ王がその子に王位を継承させようとするときなどは、婚外子＝庶出子であるとの認定を覆そうと画策することもありえた。すなわち例えば、子をなした女性との婚姻こそが合法的なそれである、との主張などである。しかしそうした試みはカロリングー門の中の他の「正統」な王位継承期待権者の権利を侵すものであり、この者は逆に問題の男子の「庶出」をいいたてることになろう。こうした力学のもと、正統性原理にはきわめて政治的、恣意的な援用もありえ、問題が教会人をも巻き込んだ複雑な政治問題へと発展する可能性も存在したのであった。

カール3世の統一王権成立の過程で見られた、偶然的な要因としての、早世した王たちのいずれもが嗣子を欠いていたという事態は、少なからぬ場合、「正統性原理」により婚外子＝庶出子が排除された結果であった。しかし「庶出」であることは上で述べたように必ずしも自動的に認定されるわけではない。いいうることは、カールが王位をめぐるライヴァルたちの「庶出」をいいたてる側にあったことである。「正統性」をめぐる駆け引きでの勝利、それが彼の統一王権成立の前提であった。だがそれは、彼自身の後継問題をも縛ることになった。何故なら彼には正妃リヒガルト(リヒャルディス) Richgard / Richardis との間に子がなく、男子は婚外子＝庶出子ベルンハルト Bernhard のみであったからである。

2) 西フランク王ルイ3世・カルロマンとの養子縁組¹²⁾

時を少しさかのぼろう。879年10月、東フランク・アレマニエン分国王であったカール3世は、イタリア王位の獲得をめざしてイタリア遠征に赴くさいに、ジュラ山脈の東麓、ヌシャテル湖南西方に位置する都邑オルブ Orbe (現スイス西部 Vaud / Waadt 州所在) において西フランクのルイ3世 Louis III, カルロマン兄弟と邂逅する。両兄弟は9月に自派の貴族らによって西フランク王に選挙されたばかりであった。カールはこの邂逅の後、大サン・ベルナル峠をへてイタリア入りし(10月26日)、11月にイタリア王位を獲得する¹³⁾。

アレマニエン分国王であったカールにとって、イタリアへの最短ルートは、ボーデン湖南方のクール Chur をへて、ピュントナー諸峠を越えてミラノ・パヴィアへ至るルートであった。大サン・ベルナル峠越えによるイタリア入りは、彼にとっては西方へ大きく迂回するルートであったのであ

12) 本節については詳細は、拙稿(前注11)379-381頁を参照されたい。

13) イタリア王位、ならびに皇帝位は、875年に両栄位を獲得していた西フランクのシャルル禿頭王の死後(877年没)空位になっていた。シャルルの息子で西フランク王位を継いだルイ吃音王はイタリア王位を要求するも、イタリアを訪れることのないまま、879年4月に死去する。一方、皇帝ルードヴィヒ2世 Ludwig II. (875年没)から後継者に指名されていたことを根拠にイタリアへの要求権を掲げていた東フランク・バイエルン分国王カールマンは病床にあって統治能力を失い、バイエルンへ急訪した弟ザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世に実権を握られるが、イタリアへの要求権は末弟アレマニエン分国王カール3世に委ね、カールは、879年秋、イタリア遠征を敢行する。唯一ライヴァルになる可能性のあった兄のルードヴィヒ3世は、この時期、バイエルンと西フランクに関心を向けており(879年～880年初の間に、バイエルン遠征と西フランク遠征を2度ずつおこなっている)、イタリアへ目を向ける余裕はない状況であった。カール3世は、イタリアをねらうカロリングー門が他にいないという状況下、イタリア入りし、この時代としては例外的に非常に円滑にイタリアの貴族らから国王に推戴された。

り、あえてこのルートをとったことは、オルブでのルイ3世、カルロマン兄弟との邂逅が、少なからぬ政治的意味合いを有していたことを推察させる。

ルイ3世、カルロマン兄弟にとって喫緊の課題は王位継承問題であった。

両兄弟の父、すなわち後の西フランク王ルイ2世(吃音王) Louis II le Bègue たる父は、自身の父であるシャルル禿頭王 Charles le Chauve の在世中に、その父王の同意を得ぬままアンスガルド Ansgarde を妻とし、2子ルイ(863/865年生まれ)とカルロマン(866年生まれ)をもうけた。しかし父王シャルルの命により、アンスガルドと別れ(871年)、新たにアデレード(アーデルハイト) Adélaïde / Adelheid と結婚する(875年)。877年父王の死後、西フランク王位を継いだ彼ルイ2世は、しかして早くも2年後の879年4月に死去する(アデレードは9月に男子シャルル、後の国王シャルル3世[単純王] Charles III le Simple を産むことになる)。この間、ルイは一方で「王妃」アデレードの地位確認に腐心しつつ、他方でルイ、カルロマン兄弟の「王位継承」をも確たるものとしようとする。「離婚」を認めないキリスト教会の原則のもとにあっては、アデレードが「正統」な王妃=妻であるとするなら、アンスガルドは「正統」な妻ではなかったことになり、その子ルイ、カルロマンは婚外子=庶出子とされ、王位継承を認められず、他方、ルイとカルロマンの王位継承が認められるならば、アンスガルドが「正統」な妻、現王妃アデレードは「正統」な妻ではないことになる(延いては後に生まれるシャルルには王位継承権が認められない、ということになる)。ルイ2世はいわば二兎を追ったのであり、国王がもたらしたこのアポリアに対し、離婚問題に敏感なはずの聖職者たちは、かの、ロタール2世の離婚問題のさいに離婚無効の論陣を張ったランス大司教ヒンクマル Hincmar / Hinkmar すらも、沈黙を通し、ルイはいずれの案件にも確たる言質を得られぬまま、早世した。

ところでルイ2世の宮廷では、宮廷司祭長兼トゥールのサン・マルタン修道院長ユグ(ユグ・ラベ、フゴー・アバス) Hugues l'Abbé / Hugo Abbas と、宮廷書記局長兼サン・ドニ修道院長ゴズラン(ガウツリン) Gauzlin とをそれぞれの領袖とする、貴族間の権力抗争が生じており、ルイ2世治世末期にはユグ派が優勢となり、ゴズラン派は宮廷を追われていた。ルイ2世の死にさいして、ユグ派は現状を維持するべく、ヒンクマルらとともに、ルイ、カルロマン兄弟の擁立を図る。しかしこの機に挽回を図るゴズラン派は両兄弟の「庶出」を理由に彼らの継承権を否定し、東フランクのザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世を西フランク王として招聘することを決議する。ここに西フランク王国では2党派の間で権力闘争が生じ、これに東フランクのルードヴィヒ3世が干渉する事態となり、ルードヴィヒは5月、西フランクへ遠征する。しかしてルードヴィヒ3世自身はルイ、カルロマン側からロートリンゲンの西半——メルセン条約(870年)により西フランク領となった領域——を譲渡されて退却する。党派間の闘争、混乱がつづく中、9月半ばユグ派はルイ、カルロマン兄弟の国王選挙を敢行する。ところが10月、当初ユグ派に与していたプロヴァンスのボゾン Boson / Boso が、ルイ、カルロマンの「非正統(庶出)」を理由の一つにあげて、自らの国王選挙に打って出る。(なお念のためふれるなら、王妃アデレードの男子シャルルはこの間の9月半ばに誕生するが、この時期、彼を擁立しようとする動きはない。) こうした中、ルードヴィヒ3世は、ゴズラン派の要請を受ける形で、879年末～880年初に再度、西フランク遠征を実行に移す。

880年初、ルードヴィヒ3世率いる東フランク軍とユグ・ラベ率いる西フランク軍は、オワーズ川を挟んでリベモン Ribemont とサン・カンタンで対峙するが、最終的には2月、和平締結へと至る(リベモン条約)。ルードヴィヒ3世は西フランク王位を断念し、ロートリンゲンの西半の獲

得をあらためて確認して、東フランクに帰還する。ルイ、カルロマンはゴズラン派とも和解し、3月アミアンにおいて、ルイは西フランク北部のフランキア・ネウストリアを、カルロマンは南部のブルゴーニュ・アキテーヌをそれぞれの分国とする王国分割がおこなわれる。

879年10月におけるカール3世とルイ、カルロマン兄弟との邂逅は、上に見てきたように、西フランクにおいて政治的混乱がつづき、ルードヴィヒ3世の再度の侵攻を目前にする、という状況の中でおこなわれた。その目的は何であったか。

ランス大司教座教会の聖職者フロドアル（フロドアルト）Flodoard de Reimsの著した『ランス教会史』*Historia Remensis ecclesiae* 第3巻・第24章において、ランス大司教ヒンクマルによる、879年晩秋～同年末にしたためられたものと推察される、宮廷司祭長ユグ宛て書簡——「今まだ少年の王たち」(reges adhuc pueri) ルイ、カルロマンのためにヒンクマルがカール3世のもとへ書き送った書簡の写しを添えて——が掲載されている。カール宛て書簡においてヒンクマルはカールにつきのように要請していた。「カール3世には息子がいない」(Karolus, quia filium non habebat) ので、できることならば、彼が少年王たちのうちの一人を養子とし、その傅育者となり、彼の地位のすべて、あるいは一部に対する相続人とするように、と。そしてユグ宛て書簡においてヒンクマルはユグに対して、カール3世がこの少年たちおよび彼らの王国のことを引き受け、王の職務に関していかなる処置をも採るよう、カールと秘密裏に交渉するようにと要請している¹⁴⁾。

またヒンクマルによる、879年末～880年初と推察される、カール3世宛て書簡¹⁵⁾があり、そこではヒンクマルはカールに、ルイとカルロマンに対して保ちつづけた好意に感謝し、あらためて、西フランク王国において生じている争いを終わらせ、若き王たちを息子のように見なして支援し、悪しき者たちを彼の英知と力で抑えるよう、要請している。

両書簡からヒンクマルが、カール3世とルイ、カルロマンとの間の養子縁組を思い描いていたことが窺われるが、これに呼応するかのように、カール3世の886年10月の国王文書（ルイ、カルロマンはすでに死去していて、カール3世が西フランク王でもあった時期に発給され、オーセールのサン・ジェルマン修道院に対し、前任の国王たちが安堵した所領等をあらためて安堵したもの）において、カールは前任国王の一人であるカルロマンを「余の、養子とした息子」(adoptivus filius noster) と呼んでいる¹⁶⁾。

これらでいわれる養子—養子縁組を、直ちに近代的・現代的なそれと同等視するわけにはいかず、その法的な意味合いを確定することも容易ではない。したがってまた、養子縁組が「正統性問題」にどう関わるかは不明である。しかし、カール3世には息子がいないので、ルイ・カルロマンのうちの一人を養子とし、彼の地位のすべて、あるいは一部に対する相続人とするように、とのヒンク

14) Flodoardi *Historia Remensis ecclesiae*, ed. J. Heller und G. Waitz, MGH SS 13, III c.24 S.537 z.24-34 ; Flodoard von Reims, *Die Geschichte der Reimser Kirche*, hrsg. von M.Stratmann, MGH SS 36, Hannover 1998, III c.24 S.327 z.9-18
15) J.-P. Migne, *Patrologia Latina* 125 (= Hincmari Remensis archiepiscopi opera omnia, t.prior), Paris 1879, col. 989-994 ; 全文ではなく、要覧として : Flodoardi *Historia Remensis ecclesiae*, MGH SS 13, III c.20, S.513 z.30-34 ; Flodoard von Reims, *Die Geschichte der Reimser Kirche*, MGH SS 36, Hannover 1998, III c.20, S.268, z.4-8

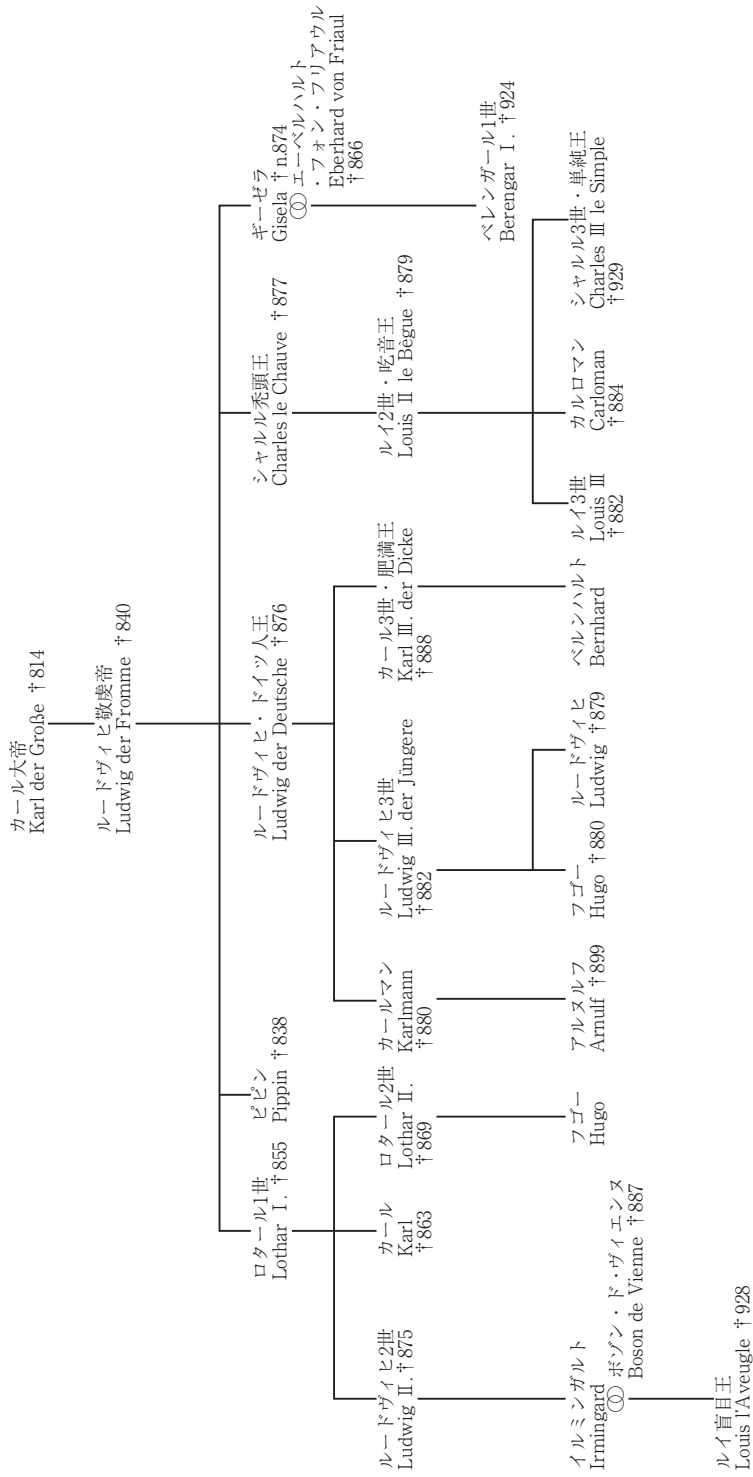
16) DKIII (= Die Urkunden der deutschen Karolinger., 2.Bd., Die Urkunden Karls III. = MGH *Diplomata regum Germaniae ex stripe Karolinorum*. T.II, Karoli III. *Diplomata*, ed. P. Kehr, Berlin 1937, ndr. München 1980) 145



「吃者ノトカー」

ミンデンの続誦集の挿画（11世紀初）

出典 FOchsenbein (hrsg.), Das Kloster St.Gallen im Mittelalter, Darmstadt 1999



カロリニンガー系譜略図

マルの要請の意図するところが、ルイ、カルロマンが直面する「正統性」問題において、この養子縁組をとおしてカールを、両兄弟を「正統」＝嫡出と見なす立場に引き入れること（その場合、養子となるのは一人でもよいことになろう）で、自派の優位性を確保しようとするににあったことは間違いあるまい。ただしカール3世とルイ、カルロマン兄弟の養子縁組が実際に実現したのか、また実現していたとしたならば、2人とも養子としたのか、あるいはカルロマンのみを養子としたのか、等々は不詳である。

ここで注目されるのは、ヒンクマルの、カールには息子がいない、との認識である。カールのただ一人の息子ベルンハルトの生年については不詳であるが¹⁷⁾、同時代史料は一致してこの息子が妾腹の出であることを告げており¹⁸⁾、カールに「正統」な嗣子が欠如していたことは、同時代人ヒンクマルの眼にも明らかであったろう。裏を返せば、カール3世も将来的には後継問題を抱えることになる、という現状認識がヒンクマルらにあったのである。そうであるならばヒンクマルによって企図された、カールとの養子縁組によるルイ、カルロマン兄弟の王位継承問題の解決策は、その実、カール自身の後継問題の解決策の提示でもあった。ただ、カールが自身の後継問題に関わる認識をヒンクマルらと共有していたかどうかは、確言できる範囲にはない。

ドイツの中世史家エドゥアルト・ラヴィチュカ Eduard Hlawitschka は、事態が887年の政変へ至る経緯を、「正統性問題」を基底において読み解こうとするその考察過程において、カール3世とルイ、カルロマン兄弟との「養子縁組」問題をすでにカールの後継問題の発露であったと位置づけるが¹⁹⁾、おそらくそれは正鵠を得ていよう。

3) フゴーの「陰謀」と、ベルンハルト擁立計画

882年西フランク王ルイ3世が、884年末に弟王カルロマンが、相次いで亡くなる。これを受けて、上述のように885年、カール3世は西フランク王位をも得た。しかしこのことは、「正統」なカロリンガー男子がカール3世しか存在しないことの裏返しであった。庶出子＝婚外子を王位継承から排除してきた結果、今やフランク王国には王位を問題なく継承できるカロリンガーの嫡出男子は、西フランクにもイタリアにもおらず、東フランク側のカール3世がただ一人の該当者であったからである。しかし問題は、そのカールにも嫡出子がおらず、既述のようにただ一人の息子ベルンハルト

17) エドゥアルト・ラヴィチュカは E. Hlawitschka, *Lotharingen und das Reich an der Schwelle der deutschen Geschichte* (= MGH Schriften 21), Stuttgart 1968, S.29 Anm.8 では、ベルンハルトが881年ないし882年によく誕生した、とするが、E. Hlawitschka, *Nachfolgeprojekt aus der Spätzeit Kaiser Karl III.*, in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 34, 1978, S.21 Anm.8, S.49 mit Anm.120 (ndr. in: ders., *Stirps regia. Forschungen zu Königum und führungsschichten im früheren Mittelalter. Ausgewählte Aufsätze. Festgabe zu seinem 60. Geburtstag*, hrsg. v. G. Thoma und W. Giese, Frankfurt a.M. 1988, S.125 Anm.8, S.153 mit Anm.120) では、ベルンハルトが890年に国王アルヌルフに反乱を起こし、処刑に処せられたことから、890年には成人(=15歳)に達していたに違いないとし、875年頃を誕生年に想定する。ティロ・オッフアーゲルトも同じ理由から875年頃生まれとする。T. Offergeld, *Reges pueri. Das Königum Minderjähriger im frühen Mittelalter* (= MGH Schriften 50), Hannover 2001, S.467 mit Anm.548

18) T. Offergeld (wie Anm.17) S.468 Anm.549

19) E. Hlawitschka, *Adoptionen im mittelalterlichen Königshaus*, in: *Beiträge zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte des Mittelalters. Festschrift für H. Helbig*, hrsg. v. K. Schulz, Köln-Wien 1976, S.22-24 (ndr. in: ders., *Stirps regia* [wie Anm.17] S.32-34)

トは庶出子であったことである。かくしてカール3世の後継問題が喫緊性を帯びてきた。

カールの西フランク王位獲得と前後して、ロートリンゲン王ロタール2世(869年没)の庶出子フゴアの「陰謀」と、カールによるその処断がおこなわれている。

『レギノー年代記』885年項によるならば、フゴアはライン下流域に勢威をふるっていたデー人(ノルマン人)の王ゴットフリート *Gottfrid* と結び、父王の遺領ロートリンゲンを奪還するべくカール3世への謀反を謀った。しかしゴットフリートはこれを好機とカール3世に対しコブレンツやアンデルナハなどの割譲を求め、カール側から派遣されたバーベンベルガー家の伯ハインリヒ *Heinrich* と交渉を進める。しかし交渉のさなか、ゴットフリートは刺殺される。フゴアがカール3世のもと、ゴンドルヴィユ *Gondreville* へ召喚され、捕えられ、ゴットフリートの陰謀に加担したかどで目をつぶされる。『レギノー年代記』によるならばザクト・ガレン修道院へ、『マインツ本フルダ年代記』によるならば彼はフルダ修道院へ送られ、政治生命を絶たれる²⁰⁾。

幼少時、父王ロタール2世の離婚問題=「正統性問題」の渦中におかれ、メルセン条約(870年)によって王位継承から排除されたフゴアは、長じて880年代に幾度も反抗を試みている²¹⁾。885年の「陰謀」も広い意味でこの延長線上に置かれようが、しかし、この「陰謀」の場合、ニュアンスが少しばかり異なるようである。例えば『マインツ本フルダ年代記』885年項はフゴアによる謀反そのものについては語らない。掠奪行をくり返すゴットフリートに対し、カール3世側のハインリヒが交渉し、その席でゴットフリートを誅殺したこと、ゴットフリート配下のある一団はこの謀殺を知らぬまま、ザクセンへの掠奪行を続け、最終的には打ち破られたことが語られたのち、フゴアがゴットフリートの陰謀に加担した廉で皇帝の許へ召喚されたことが伝えられる²²⁾。カール3世によるフゴアの召還は、フゴアがこれに応じていることから、これ自体、ゴットフリートの死を知らぬフゴアに対して謀られたことではなかったか、——このように推察することは、あながち牽強附会とはいえない。そうであるとするならば、この「陰謀」に対する処断は、フゴアの排除を直接的な目的とするものであった可能性があろう。すなわち王位継承期待権者の排除である。

嫡出のカロリンガー男子がカール3世以外にもはや存在しないという事態は、誰が次期国王となるか、不透明感・不安感を増大させつつ、その一方で、庶出のカロリンガー男子、女系でカロリング家につながる者、さらには非カロリンガーに期待を抱かせたことであろう。カール3世自身もまた、これをある意味絶好の機会と捉えたようである。庶出であるが彼のただ一人の息子であるベル

20) *Reginonis Chronica*, a.885, AQDGM 7(=Bd. 7, T. 3(wie Anm. 1)), S.268-272; *Annales Fuldenses*, a.855, AQDGM 7, S.124 (マインツ本), vgl. S.142 (レーゲンスブルク本); BM² (wie Anm.3) 1701b; E. Dümmler, *Geschichte des Ostfränkischen Reiches* (wie Anm.3) S.236-242

21) *Annales Fuldenses*, a.881, 883, AQDGM 7, S.114,120; *Reginonis Chronica*, a.883, AQDGM 7, S.264

22) *Annales Fuldenses*, a.855, AQDGM 7, S.124 (マインツ本): 「国王ロタールの息子フゴアが、その姉妹ギーゼラを先述のゴットフリートが妻としていたのだが、皇帝のもとへ、彼が皇帝の統治に対するこのゴットフリートの陰謀の支援者であると、告発された。そのため彼は皇帝のもとへ召喚され、罪が立証され、彼の叔父ともども両目の光を奪われ、フルダの聖ポニファキウスの修道院へ遠ざけられ、彼の暴虐はついでた」(*Hugo Hlotharii regis filius, cuius sororem praedictus Gotafrid duxit uxorem, insimulatus est apud imperatorem, quod eiusdem conspirationis Gotafridi contra regnum imperatoris fautor existeret. Quamobrem ad imperatorem vocatus et noxa convictus lumine oculorum una cum avinculo suo privatus est et in monasterium sancti Bonifatii apud Fuldam retrusus finem suae habuit tyrannidis.*)

ンハルトを後継者にするための。

『マインツ本フルダ年代記』885年項は以下のように伝える。カール3世はベルンハルトへの処断後、フランクフルトで会議を開き、教皇ハドリアヌス(3世, Hadrianus III.)を招聘するべく使者をローマへ派遣した。「というのも彼は、うわさが広まっているように、ある司教たちを理由もなく辞めさせようと、そして妾腹の彼の息子ベルンハルトを自身の後の王国の相続人に据えようと欲したからである。そしてこれを、自分でできるか疑念をもっていたため、ローマ教皇をとおしてあたかも使徒の権威によって成し遂げようとしたのである」(Voluit enim, ut fama vulgabat, quosdam episcopos inrationabiliter deponere et Bernhartum filium suum ex concubina haeredem regni post se constituere : et hoc, quia per se posse fieri dubitavit, per pontificem Romanum quasi apostolica auctoritate perficere disposuit)。しかし「この欺瞞的な計画は神意によって打ち砕かれた」(Cuius fraudulenta consilia Dei nutu dissipata sunt)。というのは、教皇ハドリアヌスはこの要請を受けてローマを出立したが、ポー川を超えたところで急死したからである(モデナ近傍のノナントラ Nonantola 修道院に葬られたことも語られる)。カールはこの報を聞き、自身の願望を達成できなくなったため、非常に落胆した。数日後彼はマインツを経由してヴォルムスへ行き、同所でガリアの司教・伯等とともに会議を開き、そののちバイエルンへと発ち、降誕祭をそこで祝った²³⁾。

『レーゲンスブルク本フルダ年代記』885年項は短く、こう伝える。カルロマンの西フランク王国を引き継いだのち、カール3世は、ヴォルムスで予定された会議で教皇を迎えるべく、フランケンに帰還した。しかし教皇は旅の途上で突然病に襲われ死亡した、と²⁴⁾。なお『レギノー年代記』はこの件については何も語らない。

カール3世によるベルンハルト擁立計画は、『マインツ本フルダ年代記』のみが、しかも「うわさ」(fama)として伝える。したがってこの計画自体がはたして実際にあったのか、疑問は残る。しかし、教皇を迎えて会議——『マインツ本フルダ年代記』が明確には告げぬこの会議の開催予定地を『レーゲンスブルク本フルダ年代記』はヴォルムスと明言する——が開かれようとしていたこと、教皇がこれを受けてフランクへ向かったものの、北イタリアで客死したことは疑いない。しかもカール3世が885年9月にフランクフルト、10月にヴォルムスにあって、年末はバイエルンにいたことが、彼の発給した国王文書から確認でき、『マインツ本フルダ年代記』が伝えるカールの足跡——場所とその時間的前後関係——を裏書きする²⁵⁾。これらの885年秋における外形的事実関係について『マインツ本フルダ年代記』『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の告げるところは疑いないところであるが、問題はそこに込められたカールの意図が奈辺にあったかである。そもそもカール3世が西フランク王位をも引き継いで全フランクの単独王となり、そのことが他方で後継問題をにわかにも重大な政治課題にした、そのような事態に照らすなら、そしてこの時期になされたフゴーに対する処断が謀られたものであったなら、カールが庶出子ベルンハルトの擁立を図ったとする『マインツ本フルダ年代記』の記述は虚構として退けるわけにはいくまい。われわれは最終的判断を留保しつつも、カール3世がベルンハルトの擁立を図った蓋然性は決して低くはない、と判断しておこう。

23) Annales Fuldenses, a.855, AQDGM 7, S.124-126 (マインツ本)

24) Annales Fuldenses, a.855, AQDGM 7, S.142 (レーゲンスブルク本)

25) DKIII (wie Anm.16) 130 (885.9.6 Frankfurt), 131(885.9.8 Frankfurt), 132(885.9.23 Frankfurt), 133(885.10.1 Worms), 134(886.1.7 Regensburg) : BM² (wie Anm.3)1713, 1714, 1715, 1716, 1716c

一連の出来事を、『マインツ本フルダ年代記』に信を置いて、あらためて再構成するならば、つぎのような時系列におかれよう。885年9月、カール3世はフランクフルトにおいて会議を開き、ベルンハルトの後継者指名をおこなうための会議をあらためて10月、ヴォルムスに開催することを決め、その会議へ教皇ハドリアヌス3世を招聘した。ハドリアヌス3世はこの招聘を受けて——ただし、カールの真意を知らされていたかどうかは不明とせねばなるまい——ローマを発ち、ポー川を越えたところで急死する(9月頃)。10月、ヴォルムスにおいて会議は開かれたものの、予定された後継問題は協議されることはなかった²⁶⁾。

『マインツ本フルダ年代記』によればカールは、「ある司教たち」(quidam episcopi)の罷免を図ってまでも、「妾腹の」(ex concubina)息子ベルンハルトを後継者へ擁立しようとするが、それが自己の権威では不十分と思われたため、「ローマ教皇をとおしてあたかも使徒の権威によって」(per pontificem Romanum quasi apostolica auctoritate)敢行しようとした。『マインツ本フルダ年代記』の作者がこの計画を「欺瞞的な計画」(fraudenta consilia)として非難する所以は、一に、庶出子への王位継承を推し進めようとしたからに他ならない。カール3世以外に正統なカロリingerがなくなってしまう状況下でも、少なくとも聖職者の間で、なお「正統性」の問題が重要視されていたことを示している。ただしわれわれは、かような認識が聖職者一般に共有されていたと見ることは、これを保留しよう。『マインツ本フルダ年代記』の作者は、当該箇所を含めて、カール3世とその腹心である宮廷司祭長、兼宮廷書記局長であるヴェルチュェリリ司教リウトヴァルトLiutwart——『マインツ本フルダ年代記』885年項は先の箇所へすぐ続けて、ローマで教皇ハドリアヌス3世の後任にステファヌス5世Stephanus V.が選出されたことに対し、カール3世が自分に諮ることなく選出されたとして怒り、叱責のためにリウトヴァルトを派遣したことを伝える²⁷⁾——に対して激しい憎悪を示しており²⁸⁾、ベルンハルト擁立計画への非難もこの文脈において理解される必要もあるように思われるからである。先に指摘した「正統性問題」の「政治性」は純粋な聖職者にもまた当てはまりうるのである。

ともあれカール3世も結果的に「正統性問題」の渦中に身を置いてしまい、これに有効な手立てを講じることができないままであった。

4) プロヴァンスのルイの後継者指名²⁹⁾

887年4月頃、カール3世のもとへ教皇ステファヌス5世からの返書の書簡が届く。それによるならば、同年3月30日にカール3世から、来る4月30日にアレマニエンの地で開催される予定の会議に使節を派遣するよう、要請する書簡が届いた。しかし教皇は返書においてこの要請を、カールの使者の身分が教皇に対して非礼にあたること、護衛への配慮の不足、そしてそもそも日数が不

26) BM² (wie Anm.3) 1712a; E. Dümmler, Geschichte des Ostfränkischen Reiches (wie Anm.3) S.243-246; Jaffé Reg. (= Ph. Jaffé, Regesta Pontificum Romanorum, Leipzig²1885) S.427

27) Annales Fuldenses, a.885, AQDGM 7, S.126 (マインツ本)

28) 例えば882年の対ノルマン人戦(エルスローの戦い)で、カール3世を、「敵を幫助し、敵から勝ち取るべき勝利を自分たちから奪い取ったような総帥を、自分たちの上に戴いてしまった」(super se talem venisse principem, qui hostibus favit et eis victoriam de hostibus subtraxit)と無能な総帥として描き、リウトヴァルトを「似非司教」(pseudepiscopus)と呼ぶ。Annales Fuldenses, a.882, AQDGM 7, S.116-118 (マインツ本)

29) 本節についてはE.Hlawitschka, Lotharingien (wie Anm.17) S.29-36, E.Hlawitschka, Nachfolgeprojekt (wie Anm.17) S.22-54 (S.126-154), E.Hlawitschka, Adoptionen (wie Anm.19) S.25-28 (S.35-38)を参照。

足することをあげて、拒絶する³⁰⁾。カールが教皇に宛てた書簡は現存しておらず、その詳細は不明であるが、カールは実際 887 年 4 月～5 月、アレマニエンのヴァイブリンゲン Waiblingen, キルヘン Kirchen に東フランク・イタリア・西フランクからの有力な貴顕、しかも最有力貴顕（マインツ大司教リウトベルト Liutbert, フリアウル辺境伯ベレンガール Berengar, パリ伯ウード Eudes 等）を集めた王国会議を開いており³¹⁾、ここに当初教皇使節の参加も予定していたことから、この一連の王国会議ではかなり重要なことがら「議題」にのぼっていたと考えられる。その「議題」とは何か。ちなみにキルヘンには後述するイルミンガルト Irmingard, ルイ Louis / Ludwig 母子の姿も見られる。

王国会議自体は、教皇書簡によれば、3 月末には教皇庁に知られていたことから、それ以前の 887 年初～3 月の間には計画されていたと思われるが、その時期に注目すべき 2 つのことがらが生じている。1 つは、プロヴァンスの「僭称王」ボゾンが 1 月 11 日に死去したこと³²⁾、今 1 つは 2 月 10 日、アレマニエンのロットヴァイル Rottweil 滞在中のカールのもとへ、ボゾンの妻イルミンガルトの母であり、皇帝ルードヴィヒ 2 世 Ludwig II. (875 年没) の寡婦、アンゲルベルガ Angelberga が姿を現していること³³⁾である。

879 年に西フランクでの政治的混乱に乗じて自らの国王選挙を敢行したボゾンであったが、その勢力は本拠地プロヴァンスに限られ、西フランクの混乱が収束してからは、西フランクのルイ 3 世、カルロマン両王と東フランクのカール 3 世、ルードヴィヒ 3 世（ザクセン・フランケン分国王）の合同軍に攻められるなど、防戦一方で、その権勢はじり貧状態であった。そのボゾンが死し、後継者がわずか 5～6 歳の息子ルイ（後の皇帝ルードヴィヒ 3 世・盲目王 Ludwig der Blinde / Louis III l'Aveugle）であってみれば、プロヴァンスの王権は終焉したも同然であり、寡婦となったイルミンガルト、およびその母アンゲルベルガがボゾンの遺児ルイの生き残りのためにあらゆる手を尽くそうとしたことは当然の成り行きである。この意味で『レーゲンスブルク本フルダ年代記』887 年項³⁴⁾が、わざわざボゾンが死し、その幼い息子が遺されたことを記したのちに、カール 3 世が彼をキルヘンで迎えたことを記しているのは示唆的である。おそらくはアンゲルベルガ、イルミンガルトはカロリంగాー門という繋がりによって、カール 3 世をルイの庇護者とするこゝで、活路を見出そうとしたのであろう。

問題は、カール 3 世とルイの新たな「関係」の内容である。

上の『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の当該箇所をあらためて見てみよう。「さて、ボゾンが死去し、彼にはイタリア王ルードヴィヒの娘から生まれた幼い息子がいた。皇帝（＝カール 3 世）は彼をライン河畔の都邑キルヘンで出迎え、榮譽をもって彼を臣下へと、いわば養子とした息子へと、受け入れた」（Mortuo itaque Buosone parvulus erat ei filius de filia Hludowici Italici regis : obviam quem imperator ad Hrenum villa Chirihheim veniens honorifice ad hominem sibi quasi adoptivum filium eum iniunxit）。カールはルイの臣従礼を受けるとともに、彼を「いわば養子とした息子」（quasi adoptivus filius）として受け入れた、と述べるのである。先に見たように、879 年

30) MGH Epistolae 7, Epistolae Karolini Aevi 5, ndr. München 1993, S.340, Nr.14 : Jaffé Reg. (wieAnm.26) S.430, Nr.3428 ; BM² (wie Anm.3) 1748a

31) BM² (wie Anm.3) 1748a, 1749, 1749a, 1750, 1751, 1752, 1753, 1754, 1754a

32) E. Dümmler, Geschichte des Ostfränkischen Reiches (wie Anm.3) S.277

33) DKIII (wie Anm.16) 156 ; BM² (wie Anm.3) 1744

34) Annales Fuldenses, a.887, AQDGM 7, S.144 (レーゲンスブルク本)

ランス大司教ヒンクマールは「正統性問題」に揺れる西フランク王ルイ3世、カルロマン兄弟のために、カール3世に対し彼らのうちの一人を養子とし、彼カールの地位のすべて、ないしはその一部の相続人とするよう、画策した。カールも後年、死去したカルロマンを「余の、養子とした息子」と呼んだ。この場合でもそうであったように、カール3世の場合、養子=相続人ということになれば、当然のことながら、王位(帝位)継承が問題になろう。ルイ3世、カルロマンの場合、われわれは判断を留保したが、プロヴァンスのルイの場合、直後の時期に彼の周辺から出ている2点の史料が興味深い観点を提示する。

(1) 887年末～890年の間に、ルイの周辺で作成されたと思われる『カール(3世)の幻視』(Visio Karoli [tertii])はカール3世が見たとするつぎのような幻視を伝える。その死を予告されたカール(3世)の靈魂は、現世の肉体から飛び出て、地獄では彼の父ルードヴィヒ(ドイツ人王)を、そして天国ではすでに救済されたロタール(1世, 皇帝)、ルードヴィヒ(2世, 皇帝)の姿を見出す。このルードヴィヒ(2世)からカールに対して、カールがこれまで保有してきたローマ帝国は、彼ルードヴィヒの娘の子ルイが相続権によって所有すべきである、という要請が発せられる。これに対しカールはつぎのように答える。私は彼に「帝国のすべての君主権」(monarchia omnis imperii)を与えた、と³⁵⁾。

(2) 今1つは、ルイが890年、プロヴァンスのヴァランスで、東フランク王アルヌルフの承認のもと、プロヴァンス王に選挙されたさい、その行為を伝えるべく、聖職者たちがノティティア notitia 形式で作成した文書である。そこではカール3世がかつてすでにルイに「王たる栄位」(regia dignitas)を許し与えていた、と明記される³⁶⁾。

上の2点から、890年頃に、少なくともルイの周辺では、彼がカール3世によって王位(帝位)を与えられていた、と主張されていたことが窺われるが、この主張の基礎となることながら実際になされたとするならば、それは887年・キルヘンという時・場所を措いては考えられまい。

カール3世とルイとの養子縁組の意味するところが、後者を前者の後継者にすることであったとするなら、すなわち王国の行方を規定するものであったなら、それは、キルヘン、そしてその前のヴァイプリングンでの王国会議が西フランク・イタリアからも帝国の最有力貴顕が参集する大規模な会議であったわけを説明し、さらに教皇使節の派遣が要請されたわけをもまた説明しよう。

すなわちカール3世は前項で見たように、885年、自身の庶出子ベルンハルトを後継者に指名しようとし、反対する聖職者たちを抑え、教皇の権威でもって計画を実現することを図り、教皇ハドリアヌス3世をフランクの地へ招聘した、と推測された。887年の場合も、教皇ステファヌス5世の返書が伝える、カールによる教皇使節の派遣要請も、教皇の権威を借りて王国の行方に関わる計画を盤石にしようとしたものと考えられよう(ただし、教皇ステファヌスによる要請拒絶が、返書に書かれていたとおりの理由からなされたのか、カールの真意を知ってそうしたのか、あるいは何らかの疑念からなのかは、不明とせねばならない)。また、ルイが後継者ということになれば、帝

35) Visio Karoli, in : Wilhelm von Malmesbury, Gesta regum Anglorum, MGH SS 10, S.458 ; U. Penndorf, Problem der »Reichseinheitsidee« (wie Anm.2) S.124. Vgl. Chronique de l'abbaye de Saint-Riquier, lib. III c.21, Vision de Charles, traduction d'Hariulf, Abbeville 1899, lib. III c.21, Vision de Charles, p.153-158 ; Wilhelm Levison, Kleine Beiträge zu Quellen der fränkischen Geschichte. IV. Die Vision Kaiser Karls III., in : Neues Archiv (=Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde) 27 (1902) 330-408, hier 399-408 ; René Poupardin, La date de la «Visio Karoli tertii», in : Bibliothèque de l'École des chartes 64, 1903, pp. 284-288

36) Hludowici regis Arelatensis electio (890), MGH Capitularia regum Francorum II, n.289

国の最有力貴族のうちで彼と同等の「相続資格」をもつ者、フリアウル辺境伯ベレンガールの賛同は是非とも求められたことであろう。ベレンガールはルードヴィヒ敬虔帝の娘ギーゼラ Giselaの子、すなわち皇帝の女系親の孫であり³⁷⁾、この点で問題のルイの立ち位置と変わらないからである。『レーゲンスブルク本フルダ年代記』887年項は、前出のヴァイプリングンでの王国会議で、ベレンガールがカール3世に対して臣従礼をおこない、彼が前年にカールの最側近であったヴェルチェルリ司教リウトヴァルトに与えた屈辱を、多大な贈物によって償うことで和解したことを伝える³⁸⁾。カールの意図が上に描いたものであったなら、ベレンガールの臣従礼とリウトヴァルトとの和解はこれへの「応諾」を示唆している。

おそらくはヴァイプリングン、キルヘンでの王国会議において、カール3世によるルイの後継者指名が養子縁組という形をとっておこなわれたのであろう。後を継ぐべき嫡出のカロリンガー男子がもはやおらず、直近に庶出カロリンガーの継承になお根強い抵抗があることを示され、後継問題に道筋を見出せないでいたと思われるカールの側も、アンゲルベルガ、イルミンガルトの側からの働き掛けがおこなわれたとき、カロリンガーの女系親への継承を是としたのであろう。もとより例えば教皇の使節派遣の拒絶がカールの当初の計画に変更——王国会議の日時・場所、そして王国会議で諮られる内容などに——をもたらしたのかどうか等々は不明である。しかし、885年のベルンハルト擁立の場合と異なり、今回の計画は教皇の権威抜きでも遂行されたようである³⁹⁾。

かくして887年5月頃、カール3世は自身の後継問題にようやく道筋をつけたように思われた。しかしカールはこの年初めに病を発症していた。重い頭痛に襲われるようになっていたのであり、帝国の最有力貴族を集めた王国会議は、逆にカールの病状悪化を彼らに広く知られてしまう場にもなった。このことに加え、他方で後継者と目されるルイがわずか5～6歳の幼童であるということで、早くも「カール3世後」の不安定な状況が誰の目にも予想されたことであろう。さらに、王位の継承がカロリンガーの女系親へわたることになれば、「非正統」とされるカロリンガー男子の継承期待権がいつそう後退することになる。当該者には事態はどう映ったのであろうか。そして非カロリンガーにはある種の期待を抱かせたかもしれない。カールの失脚(887年末)の翌年、888年に、西フランクとイタリアでそれぞれ国王に選挙されることになるウードとベレンガールが、887年のヴァイプリングン、キルヘンでの王国会議に参集していたことは、非常に示唆的である。——こう

37) K. F. Werner, Die Nachkommen Karls des Grossen bis um das Jahr 1000 (1.-8. Generation), in: Karl der Grosse. Lebenswerk und Nachleben, Bd. 4: Nachleben, hrsg. von W. Braunsfels und P. E. Schramm, Düsseldorf 1967, III 15, IV 27

38) Annales Fuldenses, a.887, AQDGM 7, S.144 (レーゲンスブルク本)

39) カール3世によるルイの後継者指名が成就されたとする見方に対して、反論も提出されている。例えば、ハイントツ・レーヴェは、キルヘンにおいてルイに認められたのはプロヴァンス王位であって、全フランク王国の後継者指名がなされたのではないとする。H. Löwe, Das Karlsbuch Notkers von St.Gallen und sein zeitgeschichtlicher Hintergrund, in: ders., Von Cassiodor zu Dante. Ausgewählte Aufsätze zur Geschichtsschreibung und politischen Ideenwelt des Mittelalters, Berlin / New York 1973(erstdr. in: Schweizerische Zeitschrift für Geschichte 20, 1970, S.269-302), S.144 mit Anm.112. ウルズラ・ペンドルフ Ursula Penndorf も、「Visio Karoli」の分析から、「Visio Karoli」に依拠して導かれるカール3世によるルイの全フランク支配権の継承計画など存在しなかったとする(U. Penndorf, Problem der »Reichseinheitsidee« [wie Anm.2] S.122-134, S.158)。これらへの再反論については、E. Hlawitschka, Nachfolgeprojek (wie Anm.17) S.32-50 (S.136-154)を参照。

した状況の中、まもなくカールに対する甥アルヌルフのクーデタが起こることになる。

第2章 吃者ノトカーとカール3世の後継問題

1) 『エルカンベルトのフランク王国事蹟梗概 続編』と『カール大帝業績録』

ノトカーの『カール大帝業績録』は既述のように884年～887年の間に成立したと見られる。それは、前章で見てきたカール3世の後継問題が大きな政治課題となっていた時期の真っ只中にあった。それ故にこの作品の中に、この後継問題に対する一人の同時代人としてのノトカーの心情が吐露されているのではないかと、まして、カール3世自身の要請により書かれ、カールに献呈される予定であったなら、カールに向けてそれが表明されているのではないかと、考えるのは、ある意味自然であろう。

それでは『カール大帝業績録』の中のどのような記述が関心を集めることになったのか。先にあげた『エルカンベルトのフランク王国事蹟梗概 続編』（以下、『エルカンベルト続編』と記す）——そこには、著述された881年頃の時点での、カロリング家の人びとの現況が語られる——と合わせて見ていきたい。まずはその『エルカンベルト続編』。

【史料①『エルカンベルト続編』】

しかしてガリアのシャルル（＝シャルル禿頭王）はルイという名のただ一人の息子を生きて残した。彼（＝ルイ吃音王）はその父の死後きわめて短い期間生きていて、早すぎる死によって生を終え、ふたりの息子、すなわちルイとカルロマンを後に残した。彼らは今、若き年代にあってヨーロッパの希望に成長し、目下開花している。一方、偉大なるルードヴィヒ（＝ルードヴィヒ・ドイツ人王）の息子カールマン（＝バイエルン分国王カールマン）には、アルヌルフという名の、最も高貴な女性から（の生まれ）ではあるが、正式（適法）に婚約しての妊娠から（の生まれ）ではない、ただ一人の息子を除き、息子はいなかった。彼（アルヌルフ）は今生きている。そして、おお、彼（アルヌルフ）が生きながらえ、主君の家から偉大なるルードヴィヒ（＝ルードヴィヒ・ドイツ人王）の灯が消えませんか！

同様に、フランク王ルードヴィヒ（＝ザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世）にも、きわめて抜きんでて高貴な生まれの妾から、きわめて美麗できわめて勇敢な若者である、フゴーという名のただ一人の息子がいた。彼（フゴー）はこの年（＝880年）蛮族との戦いで、最も信心深い司教たちテオデリクス（ミンデン司教）、マルクヴァルドゥス（ヒルデスハイム司教）、王妃リウトガルトの兄弟ブルンとともに、フランク人の全滅の結果、殺害された。これよりそれほど前ではない時期（＝879年）に、リウトガルト自身の、主君ルードヴィヒ（＝ルードヴィヒ3世）から授かった息子（＝ルードヴィヒ）が、カールマン（＝バイエルン分国王）がまだ生きているときに（なされたルードヴィヒ3世の）ノリクム（＝バイエルン）への遠征中に、どのような原因かは知られないが、突然の死によって、世を去ってしまった。

さて今、まだ年若い、しかし道徳的にすべての年長者に優る皇帝カール（3世）陛下と、最も信心深き王妃にして皇妃であるリヒガルトから、種（御子）を、すなわちそれ（御子〔の誕生〕）によって、僭主たちや、否むしろ盗っ人たちが、最も気高い皇帝カールやその兄弟である国王ルードヴィヒ陛下のまだ存命中に、隠れて首領を推そうと企てても、神の助力により鎮められるのだ

が、そのような種（御子）を呼び覚ますことをしてくださるかどうかは、ひとえに、全世界をその意向により導く全能の神の手のうちにある。（後略）

(Carolus autemde de Galliis unum tantum filium, nomine Ludovicum, superstitem reliquit : qui brevissimo tempore post mortem patris sui vivens, ex hac vita immatura morte recessit, duobus filiis superstitibus, Ludovico videlicet et Carlomanno, qui nunc in primaeva aetate spes adolescent et iam florescunt Europae. Nam Carlomannus, filius magni Ludovici, filios non habuit nisi tantum unum nomine Arnulfum, ex nobilissima quidem femina sed non legaliter sibi desponsata conceptum, qui adhuc vivit, et o! utinam vivat, ne extingatur lucerna magni Ludovici de domo Domini!

Similiter Ludovicus rex Franciae habuit unum filium nomine Hug, bellissimum et bellicosissimum juvenem, de concubina praecellentissimae generositatis, qui hoc anno in bello contra barbaros cum Theoderico et Marcwardo religiosissimis episcopis, et Bardone, fratre Liutkardae reginae, ad excidium Francorum est interentus, cum non ante multum tempus filius ipsius Liutkartae ex domno Ludovico susceptus, subitanea morte in itinere ad Noricum, Carlomanno adhuc vivente, ex qua nescio causa fuisset extinctus : nam de hoc varia vulgi mobilis fertur sententia.

Nunc ergo in manu omnipotentis Dei, cuius nutu reguntur universa, solummodo consistit, si de domno Carolo imperatore, adhuc aetate iuvene, moribus autem senes omnes praecellente, et religiosissima regina augusta Richkarta semen exsuscitare dignetur, per quod tyranni vel potius latrunculi, qui, adhuc vivente serenissimo imperatore Carolo et fratre eius domno Ludovico rege, licet latitando caput levare praesumunt, divino adiutorio comprimantur ...)⁴⁰⁾

つぎに『カール大帝業績録』。ここでは、3箇所において、カール3世の次代を担うべきカロリ
ンガー男子たちに関わる記述が見られる。

【史料②『カール大帝業績録』第2巻・第11章】

(カール3世の父、ルードヴィヒ・ドイツ人王を称揚する箇所)

すべての異教徒や周囲のあらゆるものたちに、彼（ルードヴィヒ・ドイツ人王）は彼の先祖たちよりもさらにいっそう畏怖され、その後もそうされ続けた。それは当然のことであった。なぜなら彼は判決によって彼の舌を汚したこと、あるいは、キリスト教徒の血を流すことによって彼の手を汚したことは、最近の必要やむをえざる事件を除いては、決してなかったからである。この事件については、私は、幼きルードヴィヒかカールが、あなた（カール3世・肥満王）のそばに立っているのを見るまでは、詳しく語ることはしまい。(Cunctis gentilibus circumquaque universis anterioribus suis magis magisque terrificus subinde perseverabat. Et merito, quippe qui numquam linguam suam iudicio aut manus suas effusione sanguinis christiani commacularet praeter ultimam necessitatem. Quam prius enarrare non audeo, quam aliquem parvulum Ludoviculum vel Carolastrum vobis astantem video.)⁴¹⁾

40) Erchanberti Breviarum regum Francorum, continuatio annorum 840–881, MGH SS 2, S.329–330

41) Gesta Karoli Magni Imperatoris (H. F. Haefele) (wie Anm.1), S.68 : Notkeri Gesta Karoli (R.Rau) (wie Anm.1) S.396

【史料③『カール大帝業績録』第2巻・第12章】

(カール大帝が、謀反を企て失敗した庶出子ピピン [僞僞のピピン] を、ブリュム修道院に送り、幽閉した事蹟、にふれた箇所)

しかして彼 (カール大帝) は、庶子ピピンに、どんな暮しをしようと願うのか、自分で選ぶように、と命じた。選択を赦されたので、彼 (ピピン) は、当時きわめて高貴な、しかし今はよく知られた理由で破壊されている、ある修道院に居を選んだ。それ (破壊されている理由) については、私は、あなた (カール3世・肥満王) のベルンハルトが長剣を腰に帯びるのを見るまでは、述べまい。(Pippinum vero nothum praecepit eligere sibi, quomodo vitam degere voluisset. Qui optione concessa optavit locum in quodam monasterio tunc nobilissimo, nunc autem non incertum de qua causa destructo, quam antea non absolvam quam Bernhardulum vestrum spata femur accinctum conspiciam.)⁴²⁾

【史料④『カール大帝業績録』第2巻・第14章】

(カール大帝が、ノルマン人と戦ったおり、彼の子孫へのノルマン人のもたらす災厄を危惧した場面につづけて)

かかることが起こらぬよう、われらの主キリストの加護があらんことを。ノルマン人の血で鍛えられたあなた (カール3世・肥満王) の剣が守らんことを。これにあなたの兄 (バイエルン分国王であった) カールマンの剣が加わらんことを。(カールマンのこの剣は、) 同じ者たち (=ノルマン人) の血にまみれ、しかして今、あなたの最も忠実なアルヌルフ (=カールマンの息子) の、臆病のゆえになどではなく、財の乏しさと土地の狭さのゆえに、錆びついているが、しかしあなたの命令と意志と権力とによって困難なく鋭さと輝きを取り戻すことができるであろう。なぜならこのただ一つの小枝 (=アルヌルフ) は、ベルンハルトのきわめて細い小枝とともに、ルードヴィヒ (=ドイツ人王) のきわめて豊饒な根幹から、あなたの保護というただ一つの枝先に芽吹き出したのだから。それゆえ今しばらく、あなたの高祖父ピピン (=ピピン短軀王) について、あなたの同名のひとつ (=曾祖父カール大帝) の歴史 (=本書カール大帝業績録) の中へ幾ばくかが挿入されよう。神の寛大さが赦すならまもなく将来されるあなたのカール、あるいはルードヴィヒがこれを範とするよう。(Quod ne adhuc fiat, Christi domini nostri tutela prohibeat, et gladius vester in sanguine Nordostranorum duratus obsistat : adiuncto sibi mucrone Karlomanni fratris vestri, tincto quidem in eorundem cruore, sed nunc non propter ignaviam sed propter inopiam rerum angustiamque terrarum fidelissimi vestri Arnoldi ita in rubiginem versus, ut tamen iussu et voluntate potentiae vestrae haut difficulter possit ad acumen et splendorum perducere. Hic enim solus ramusculus cum tenuissima Bennolini astula de fecundissima Hludowici radice sub singulari cacumine protectionis vestrae pullulascit. Interim ergo de proatavo vestro Pippino in historiam vestri cognominis aliquid inseratur, quod concedente clementia divira mox futurus Karolaster aut Ludowiculus vester imitetur.)⁴³⁾

42) Gesta Karoli Magni Imperatoris (H. F. Haefele) (wie Anm.1), S.74 ; Notkeri Gesta Karoli (R.Rau) (wie Anm.1) S.404

43) Gesta Karoli Magni Imperatoris (H. F. Haefele) (wie Anm.1), S.78 ; Notkeri Gesta Karoli (R.Rau) (wie Anm.1) S.408

2) コメントール、および研究史上の位置づけ

各史料箇所について、少しばかり説明を加えつつ、ふり返ろう。

『エルカンベルト続編』（史料①）ではノトカーは、ルードヴィヒ・ドイツ人王とシャルル禿頭王以降の東西フランク王国におけるカロリンガーの現況を、西フランク王統からはじめて、東フランクのカール3世にいたるまで、順次語っていく。

まず西フランクの王統は、シャルル禿頭王、ルイ吃音王をへて目下、若き2王ルイ3世とカルロマン兄弟が「ヨーロッパの希望」（*spes Europae*）に成長、開花しているとする。ちなみに両王の異母弟シャルルについてはふれられていない。

東フランクについては、ルードヴィヒ・ドイツ人王の3人の男子の血脈を順次あげていく。まず長子バイエルン分国王カールマンの血脈では、婚外子＝庶出子アルヌルフを唯一の男子としてあげ、「彼は今生きている。おお、彼が生きながらえ、主君の家から偉大なるルードヴィヒ（＝ドイツ人王）の灯が消えませんが」と語り、「偉大なる」ルードヴィヒ・ドイツ人王の血統がアルヌルフをとおして存続するよう願う。

二男ザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世については、庶出子フゴー、嫡出子ルードヴィヒがともに死去してしまっていたこと告げる。少し説明を加えると、ルードヴィヒ3世は876／77年頃にザクセンの貴族家門リウドルフィンガー＝オットーネン家のリウトガルト Liutgard と結婚し、877年頃に嫡出男子ルードヴィヒをもうける。しかしこの幼童ルードヴィヒは、879年11月頃、父王ルードヴィヒ3世が病床にあった長兄カールマンのバイエルンを急襲してレーゲンスブルクに滞在した間に、フランクフルトの王宮の窓から転落し、落命した⁴⁴⁾。ルードヴィヒ3世にはもう一人、855／860年頃の生まれの庶出男子フゴーがいた。彼は880年2月、ノルマン人との戦いで死去する⁴⁵⁾。ルードヴィヒ3世は881年の段階では、ノトカーが伝えるように、後継者のいない状態であった。

そして三男アレマニエン分国王・皇帝カール3世については、妃リヒガルトとの間に神慮によって男子が授かるようお願い、その男子がカール3世とルードヴィヒ3世の後継者となること、すなわち東フランク王権の継承者となることを示唆している。庶出子ベルンハルトについてはふれられていない。

一二、注目される点を記しておこう。まず第1に、ノトカーにあっては、嫡出と庶出の区別が截然となされており、『エルカンベルト続編』を著した時点においては、嫡出男子による王位継承が当然視されている。西フランクは若きルイ3世、カルロマン兄弟が王位にあって盤石であり、東フランクでは、次世代を担うべき唯一の嫡出男子、ルードヴィヒ3世の同名の息子が死去しはしたものの、カール3世の嫡出男子の誕生が期待されていて、その男子によるカール3世とルードヴィヒ3世の後継、すなわち東フランク王国の継承が想定されている。ここにはカール3世の後継問題に関して切迫感は見受けられない。

エドゥアルト・ラヴィチュカは、西フランクのルイ3世、カルロマンに付された「ヨーロッパの希望」（*spes Europae*）という表現から、ノトカーが両人をカロリンガー全帝国の将来の統治者と

44) BM² (wie Anm.3) 1564a : Reginonis Chronica, a.885, AQDGM 7, S.262

45) BM² (wie Anm.3) 1564h : Reginonis Chronica, a.879, AQDGM 7, S.256

見ていたとし⁴⁶⁾、また、カール3世の男子の誕生に期待する箇所の前段（「さて今、まだ年若いが、しかし道徳的にすべての年長者に優る皇帝カール（3世）陛下と、最も信心深き王妃にして皇妃であるリヒガルトから、種（御子）を呼び覚ますことをしてくださるかどうかは、ひとえに、全世界をその意向により導く全能の神の手のうちにある」）、および後述する『カール大帝業績録』の関連箇所を引いて、カールに子供なきままであったことが、同時代人によって深く憂慮されていたとし⁴⁷⁾、カール3世の後継問題が関心事であったことを示唆する。しかし問題の箇所の後段（「それ（御子〔の誕生〕）によって、僭主たちや、否むしる盗っ人たちが、最も気高い皇帝カールやその兄弟である国王ルドヴィヒ陛下のまだ存命中に、隠れて首領を推そうと企てても、神の助力により鎮められる」）は、上述のようにこの男子がカール3世とルドヴィヒ3世の後継者となること、すなわち東フランク王権の後継者となることを想定しており、ノトカーが『エルカンベルト続編』を著した時点で、すなわち881年頃に、カール3世の後継問題を憂慮しつつ、ルイ3世、カルロマン兄弟を全フランクの将来の統治者と見ていた、とは思われない。

このことは、カール3世とルイ、カルロマン兄弟との関係——「養子縁組」関連——についての記述が見られないことも合わせ、考えてみれば当然のことであろう。すなわち、881年の時点ではルイ、カルロマン兄弟はユグ派・ゴズラン派の両派から承認されて、「正統」な国王として在位し、東フランクのカロリンガー王統が後継者を欠いた場合には、あらためてカール3世との「養子縁組」などを図るまでもなく、ルイ、カルロマンが東フランクを継承することになる、と見通されていたはずだからである。

問題になるとすれば、ノトカーが、カール3世と840年頃生まれの正妃リヒガルト⁴⁸⁾との間に男子が誕生することを、本気で考えていたかどうかであろう。もとより真意は不明とせざるをえないが、いずれにせよ、ノトカーにあっては、『エルカンベルト続編』を著した881年頃においては、カール3世の後継問題は——カール3世自身にとってはともあれ——憂慮される喫緊の課題ではなく、ルイ、カルロマン兄弟の将来性に担保された、つかのま、平穩の時であったのだ。

注目される第2の点は、ノトカーが、ルイ3世、カルロマンを「ヨーロッパの希望」と呼び、フランク王国の将来に対する安堵の感を吐露する一方で、アルヌルフへも期待を寄せていることである。すなわちノトカーは、アルヌルフが婚外子＝非嫡出子であることを明言しつつも⁴⁹⁾、彼をとおして東フランクのカロリンガーの血統が存続することを願っている。

ノトカーのアルヌルフへ寄せたこの期待について、ラヴィチュカは、後出『カール大帝業績録』で表明される期待と合わせ、アルヌルフの力量を考量してのもので、彼を何らかの形で支配に与らせたいという思いとして、延いては、事態が「正統性」へ固執している時ではないという状況であ

46) E.Hlawitschka, Lotharingen (wie Anm.17) S.29 Anm.9

47) E.Hlawitschka, Nachfolgeprojekt (wie Anm.17) S. 19 (S.123) mit Anm.2

48) M.Borgolte, Richardis (Richgarda), in : Lexikon des Mittelalters Bd.7, Stuttgart-Weimar 1999, Sp.827

49) ノトカーが『エルカンベルト続編』(史料①)においてアルヌルフの出自について比較的詳しくふれる箇所は、近年マティアス・ベッヒャーにより、アルヌルフの母の出自についての新たな解釈の傍証として取り上げられている。M. Becher, Arnulf von Kärnten — Name und Abstammung eines (illegitimen?) Karolingers, in : Nomen et Fraturnitas. Festschrift für Dieter Geuenich zum 65. Geburtstag, hrsg. von U. Ludwig und T. Schlip, Berlin-New York 2008, S.677–678. 三佐川亮宏『ドイツ史の始まり——中世ローマ帝国とドイツ人のエトノス生成』創文社 2013年, [89頁] 1–3注3も参照されたい。

ることを示唆するもの、と解する⁵⁰⁾。

しかしここ『エルカンベルト続編』でのアルヌルフは、その人となりをまったく描かれず、直後にルードヴィヒ3世の庶出子フゴーが「きわめて美麗できわめて勇敢な若者」といわれ、また、戦死に終わったとはいえ、その活動を具体的に記述されているのと比べるならば、アルヌルフへの言及は彼の力量への期待というより、彼をとおして「偉大なる」ルードヴィヒ・ドイツ人王の血統の存続が担保されていることへの安堵感であろう。もとよりそこに、嫡出と庶出の截然とした区別をするノトカーにあっても、ルードヴィヒ・ドイツ人王の血統存続のためには嫡出男子に固執しない姿勢がうかがわれ、それはつぎの段階として、王位継承の問題への現実的な対応姿勢へと連なる可能性はあろう。この見通しのもとで、ノトカーは「正統性」に拘泥していないとするラヴィチュカの捉え方も、限定的に、首肯されよう。

つぎに『カール大帝業績録』を見ていこう。

『カール大帝業績録』第2巻・第11章(史料②)。ここでは「幼きルードヴィヒかカールが、あなた(カール3世・肥満王)のそばに立っているのを見るまでは」とあるように、カール3世に男子(ルードヴィヒかカールと名づけられる男子)が誕生することが期待されている。この期待は、史料④『カール大帝業績録』第2巻・第14章の一節「神の寛大さが赦すならまもなく将来するあなたのカール、あるいはルードヴィヒがこれを範とするよう」でも表明されている。

『カール大帝業績録』第2巻・第12章(史料③)では「あなた(カール3世・肥満王)のベルンハルトが長剣を腰に帯びるのを見るまでは」とあり、カールの息子ベルンハルトが成人に達する未来に言及する。

『カール大帝業績録』第2巻・第14章(史料④)は、ノトカーがカール3世に直接の要請をおこなっていることから、従来、注目されてきた箇所である。あらためて確認しておこう。ノトカーはアルヌルフを、カール3世を支えるべき者と位置づける。曰く「これ(カール自身の剣)にあなたの兄カールマンの(今はアルヌルフが受け継いでいる)剣が加わらんことを」。しかし目下アルヌルフは不遇な状況下にある(「財の乏しさと土地の狭さのゆえに、錆びついている」)。そのアルヌルフが己の使命を全うできるよう、ノトカーは相応しい処遇をカールに求めている。「あなたの命令と意志と権力とによって」「鋭さと輝きを取り戻すことができるであろう」と。そして何故カールにこれを求めるのかというと、アルヌルフはカールをとおしてルードヴィヒ・ドイツ人王の血脈を受け継ぐ者だから、というのである。

この文脈の中でベルンハルトも言及される。彼は、アルヌルフとともに、ルードヴィヒ・ドイツ人王という「幹」から伸びたカール3世の「枝先」に芽吹く「枝」——ただし「きわめて細い小枝」(tenuissima astula)——にたとえられる。さらに上述のように、カール名かルーヴィヒ名の男子が誕生する可能性についてふれられている。

注目される点を史料④『カール大帝業績録』第2巻・第14章の上記の箇所から見えていこう。この箇所がなぜ注目されてきたかということ、それは、ノトカーがアルヌルフをカール3世の後継者として推していると読めるのではないか、ということからである。『エルカンベルト続編』(史料①)においては、ノトカーは、ルードヴィヒ・ドイツ人王の血脈を称揚しつつも——この点は『カール

50) E. Hlawitschka, Lotharingen (wieAnm.17) S.29-30 Anm.9

大帝業績録』(史料④)でも変わらぬ、ノトカーの一貫した姿勢である——、西フランクのルイ3世、カルロマン両王が健在で、カールの後継問題に関して切迫感は見受けられず、したがってアルヌルフへの思い入れはあっても、彼の処遇への要求などはまったく見られなかった。しかし『カール大帝業績録』(史料④)では、アルヌルフを称揚しつつ、カールにその「命令と意志と権力とによって」アルヌルフを相応しく遇するよう求めており、それは、カールの後継問題が表面化していた時期の発言であったとするなら、アルヌルフをカールの後継者に推すものである、と解せるように思われるからである。

実際、例えば先のエドゥアルト・ラヴィチュカは、「正統」なカロリンガー男子がカール3世本人しかいなくなり——ラヴィチュカは『カール大帝業績録』の成立を886/887年としている——、彼の後継に今や、ハインリヒ・ミッタイス Heinrich Mitteis がいうところの「補完的な王位継承権」*subsidiäres Thronfolgerecht* を有するところの、庶出男子からの選出が現実になってきたとし、ノトカーがまさにそうした候補の一人としてアルヌルフに期待していたとする⁵¹⁾。ブリギッテ・カステン Brigitte Kasten——彼女は当該箇所をベルンハルトの擁立計画(885年)失敗後の記述とし、『カール大帝業績録』の成立を887年としている——もまた、アルヌルフがノトカーの推す後継候補であったとする⁵²⁾。

ただ、ノトカーが上記の箇所ではアルヌルフをカール3世の後継候補としてあげていると解すると、アルヌルフとともに、ルードヴィヒ・ドイツ人王という「幹」から伸びたカール3世の「枝先」に芽吹く「きわめて細い小枝」にたとえられるベルンハルトは、どのように解するべきであろうか。カステンは、ノトカーが、一番に推すのはアルヌルフであるとのニュアンスのもとで、ベルンハルトの王位継承も引き続き——擁立計画失敗後も——可能と捉えていた、と述べるにとどまる⁵³⁾。しかしてラヴィチュカは明快に答える。ノトカーにあってはアルヌルフとベルンハルトがカールの後継候補と考えられているのだ!⁵⁴⁾

つまりラヴィチュカは、極端に言えば、ノトカーは今や後継者は庶出でもよいのだと主張している、ということになるだろうか。そうだとすればノトカーは先の、同時期の『マインツ本フルダ年代記』885年項の作者とは対照的な立場をとっていたことになる。しかしわれわれには関連してもう一つ疑問が残る。ノトカーが誕生することを期待するルードヴィヒ名かカール名の男子のことである。ノトカーは『エルカンベルト続編』(史料①)において、正妃リヒガルトからの男子、すなわち「嫡出」男子の誕生を期待していた。『カール大帝業績録』(史料②④)で誕生を期待される男子が、同様にリヒガルトから生まれることを想定しているかどうかは語られていないが、しかしカールの(庶出)男子ベルンハルトの存在を知りつつも(史料③④)、これとは別に新たな男子の誕生を期待されていることから、嫡出男子の誕生が想定されている可能性は高いと判断されよう。そうであるにせよ、ないにせよ、いずれにせよこの男子の継承権のことはどう考えられていたのだろうか。

ラヴィチュカは、後述するハインツ・レーヴェ Heinz Löwe の所説に反論する形で、アルヌルフとベルンハルトが後継候補としてあげられているとする先の明言へのいわば前置きとして、ノト

51) Hlawitschka, Lotharingen (wie Anm.17) S.29-30 mit Anm.9

52) Brigitte Kasten, Chancen und Schicksale “unehlicher” Karolinger im 9.Jahrhundert, in : Kaiser Arnolf. Das ostfränkische Reich am Ende des 9. Jahrhunderts, hrsg. von F. Fuchs und P. Schmid, München 2002, S.50

53) B. Kasten, Chancen und Schicksale (wie Anm.52) S. 50 Anm.119

54) E.Hlawitschka, Nachfolgeprojekt (wie Anm.17) S.49 (S.153)

カーは誕生するかもしれない男子にのみ固執していたのではないと述べる⁵⁵⁾。つまりノトカーは可能性を述べたにすぎず、それは彼の真意ではない、との立場をとる。

カステンはこの問題については何も語らない。

ティロ・オッファーゲルト Thilo Offergeld は——『カール大帝業績録』の887年成立を前提として——、アルヌルフが東フランクのカロリナー王統の期待の人物として称賛されているとしつつも、ノトカーが後継候補としてさまざまな選択肢を示しているとして、アルヌルフと未成年のベルンハルト、そして将来誕生が期待されるルードヴィヒ名かカール名の「嫡出」の息子たちが後継候補にあげられているとする立場をとる⁵⁶⁾。曰く「ノトカーにとって重要だったのは、カロリング家による相続——彼にとって明らかにすでに脅かされていると思われていた！——が維持され続けることであって、この原則のために彼は明確に未成年の国王たちの支配権をも甘受しているのである」⁵⁷⁾。未成年者たちの王権 (Reges pueri) を研究テーマとするオッファーゲルトにおいては「未成年の国王たち」を問題にするのは当然であろうが、われわれのここでの関心からは、彼オッファーゲルトの捉え方にあつては、この部分にむしろ「嫡出であれ、庶出であれ」と付け加えられよう。はたしてノトカーはそのように考えていたのであろうか。

ハイント・レーヴェは、しかし、まったく特異な解釈を用意する。彼によるならば、ノトカーの真意は、カール3世の子孫の後継であり、したがって庶出子ベルンハルト、より望ましくは、将来誕生が期待されるルードヴィヒ名かカール名の嫡出男子による後継であった⁵⁸⁾。

カールはリヒガルト (840年頃生まれ) と862年頃に結婚したが、それ以来20年余、彼女との間に子を授からないままであった⁵⁹⁾。既述のようにノトカーは、881年頃の『エルカンベルト続編』(史料①) においてはカールとリヒガルトの間に男子が誕生することを期待していたが、『カール大帝業績録』(史料②④) では誕生を期待される男子の母についての記述はない。それがリヒガルトに望まれたとしても、現実には彼女の年齢から考えてありえそうにない。レーヴェは、そもそも『カール大帝業績録』にカール3世妃リヒガルトの名が登場しないこともあって、ノトカーはここでの母、すなわちカールの妻についてリヒガルトを思い描いてはいない、と推察する。『レギノー年代記』887年項によれば、リヒガルトとヴェルチェリリ司教リウトヴァルトとの姦通問題が突如引き起こされる⁶⁰⁾。それは、カール3世の宮廷の最高実力者リウトヴァルトの失脚を謀った政変劇 (887年5月末) の一コマであるとともに、カールとリヒガルトの婚姻の無効——事実上の離婚——を謀り、別の女性との新たな婚姻を合法化し、そこから後継者となるべき男子を得ようとするものであった——したがってまたレーヴェは、『カール大帝業績録』の成立を887年夏/秋頃とする——。傍証としてレーヴェは、ノトカーが『カール大帝業績録』第2巻・第17章において、カール大帝とその妻、名前不詳のランゴバルト王デジデリウスの娘との離婚についてつぎのように語っている箇所をあげる。「(婚姻後) 程ならずして彼は、彼女が病人で、子孫の繁殖に適さなかったので、この上なく尊崇すべき祭司の判断にしたがって、あたかも死者であるかのように彼女を捨てた」(Qua non post multum temporis, quia esset clinica et ad propagandam prolem inhabilis, iudicio

55) E.Hlawitschka, Nachfolgeprojekt (wie Anm.17) S.47 (S.151), S.49 (S.153)

56) T.Offergeld, Reges pueri (wie Anm.17) S.471 Anm.558, S.473 Anm.564

57) T.Offergeld, Reges pueri (wie Anm.17) S.473 Anm.564

58) H. Löwe, Karlsbuch Notkers (wie Anm.39) S.143

59) M.Borgolte, Richardis (Richgarda) (wie Anm.48)

60) Reginonis Chronica, a.887, AQDGM 7, S.274-276

sanctissimorum sacerdotum relicta velut mortua)⁶¹⁾。レーヴェによればこれは、ノトカーが、カール3世のリヒガルトとの婚姻の無効と、新たな婚姻の有効性に資するべく、記したものに他ならない⁶²⁾(なお、レーヴェはアルヌルフへの処遇要求の意図を後継問題と絡めない)。

カール3世の離婚計画の存在を前提とし、加えてノトカーがそれを知っていたことをも前提として組み立てられているレーヴェのこの所説は、しかし、リウトヴァルトの失脚にリヒガルトとの姦通を絡める『レギノー年代記』の記述の信憑性がきわめて疑わしいこともあり⁶³⁾、われわれはこれに容易には与しがたく思われる。

3) 吃者ノトカーとカール3世の後継問題：問題点と展望

ノトカーが思い描くとされるカール3世の後継問題——。あらためてその構図をふり返ってみよう。

ノトカーは『カール大帝業績録』において、カール3世周辺の3人のカロリンガー男子にふれた。

- (1) カール3世の(嫡出)男子の誕生を期待する(史料②④)。
- (2) カール3世の(庶出)男子ベルンハルトが成人に達する日を思い描き(史料③)、アルヌルフとともにルードヴィヒ・ドイツ人王の後裔として言及する(史料④)。
- (3) カール3世の甥アルヌルフを、カールを支える剣にたとえ、その錆びている現状を憂い、カールに対し、その命令と意志と権力によって剣の鋭さと輝きを取り戻させるよう、求める。なぜならアルヌルフはカールと同じルードヴィヒ・ドイツ人王の後裔なのだから、と付け加える(史料④)。

このうち、ノトカーがカール3世に何らかの要求を掲げているのは(3)のアルヌルフの場合のみである。すなわち、カール3世に対してアルヌルフへの相応しい処遇が求められていた。研究史においてはこれが、カールの後継問題が表面化していた時期の発言であったとするなら——実際そう見られて——、概ね、アルヌルフをカールの後継者に推すものである、と解され、その延長上で(2)でのベルンハルト、(1)で誕生を期待された男子は後継問題でノトカーにどう見られていたのかが論じられてきた(あるいは両者への言及はカール3世へのリップサービスとでも見てか、論者によっては付随的にしか論及されない)。

問題は、ノトカーがアルヌルフのために相応しい処遇を求めていることを、直ちに、彼がアルヌルフをカール3世の後継候補と見ていると解してしまっていることである。はたしてこの理解は適切なのだろうか。言い方を変えれば、そもそもノトカーはカール3世の後継問題に直接コミットしているのだろうか。

アルヌルフへの相応しい処遇要求自体をカール3世の後継問題に絡めないレーヴェにあっても、基本的には事情は同じである。先に取り上げた彼の解釈に関連してこう述べられる。「ノトカーの叙述は、それをカール3世の後継をめぐる帝国貴族のもとの野心の表現であると理解するとき、すなわち、中世においてしばしばなされてきたように、[その時点での]現在のための歴史的な *exemplum* (例)として教訓に資するよう、過去へさかのぼって投影された表現であると理解する

61) Gesta Karoli Magni Imperatoris (H. F. Haefele) (wie Anm.1), S.82 ; Notkeri Gesta Karoli (R.Rau) (wie Anm.1) S.412

62) H. Löwe, Karlsbuch Notkers (wie Anm.39) S.144

63) E.Hlawitschka, Nachfolgeprojekt (wie Anm.17) S.42-46 (S.145-150)

とき、初めて意味と意義とを得る」⁶⁴⁾。カール大帝に関わるノトカーの叙述を、「カール3世の後継」問題が投影されたものとするこの理解は、はたして適切なのだろうか。

この問題は『カール大帝業績録』の成立時期の問題にも関わる。あらためてその成立事情にふれるなら、ノトカーは883年末のカールの要請に応じて執筆を開始するも、887年末のカールの失脚により、未完のままに終わった。すなわち同著は当初、「カール大帝の神と教会への配慮」「カール大帝の戦績」「カール大帝の日常生活」の3巻から成るものとして構想され、第1巻が完成し、第2巻が書かれていたさなか、中断された⁶⁵⁾。ここでも國原吉之助氏の言を借りるならば、「先ず現存する第一巻と第二巻を比較すると、後者の主題の追及や文脈は首尾一貫せず、横道にそれ、事例の配列も前後し、各章の題目も、第一巻の如く容易に整理されないのである。おそらく第二巻は、推敲もされないで断念されたのではないか⁶⁶⁾。それ故『カール大帝業績録』はその執筆開始が884年頃、その中断は887年頃と考えられ、今日見られるその「成立」は884年～887年であるとするより他なかるう。当然われわれには第1巻が完成した時期も分からない⁶⁷⁾。問題の第2巻・第14章(史料④)は一体いつの時点で書かれたのであろうか。上述のように論者の多くは、事実上、第2巻・第14章(史料④)の書かれた時期を、すなわち執筆の中断時におき、したがって887年としてしまっており、レーヴェに至っては、さらにカール3世失脚の直前期である887年夏／秋に限定している。しかし第2巻は第14章の後、第22章まであり、分量としては第14章の後に第2巻全体の約3分の1が書かれている。もとより単純な分量的比較はあまり意味がないが、全体にわたる遅筆状況からして、問題の箇所が、カールの後継問題が表面化していた時期——しかも887年の——において書かれたという、論者たちが当然視する前提自体、再考する必要はないのだろうか。

もとより第2巻・第14章(史料④)がいつの時点で書かれたのか、明確なことは何もいえない。ただ、この箇所も含めていいうことは、『カール大帝業績録』全体にわたって切迫感を見て取ることができないということである。われわれの関心範囲で見ると、まだ生まれてもない幼童がカール3世のそばに立っているのを見たい(史料②)、その男子が範とするようピピン短軀王の話が続けよう(史料④)、あるいは、ベルンハルトが成人に達するのを見るまでは事情を語るまい(史料③)と、非常に気長に構えている。ここに、アルヌルフの処遇との関連から、彼らをどうすべき、といった話はとりあえずは出てこないのである。先にあげたオッファーゲルトは「王位継承問題が887年にいかに切迫して取り扱われたかについては、カール肥満王に献呈されたノトカーのカール大帝業績録が非常にはっきりと示してくれる」⁶⁸⁾と、むしろノトカーに帰する形で切迫感を強調しているが、これは読み込みすぎであろう。一刻を争う事態など、ノトカーからはうかがわれぬのである。

そもそもノトカーの『カール大帝業績録』はどのような著作であるのか、あらためて確認しておこう。

64) H. Löwe, *Karlsbuch Notkers* (wie Anm.39) S.146

65) 國原吉之助(前注7) 解題170頁、H. F. Haefele, *Gesta Karoli Magni Imperatoris* (wie Anm.1) Einleitung S.XVI

66) 國原吉之助(前注7) 解題171頁

67) 第1巻の跋文において、ノトカーが執筆にあたって「典拠」とした語り手ヴェリンベルトゥスの5月30日の死が告げられており、國原氏は、これが884年のことであるということから、第1巻が884年5月30日までに完成していたことがわかる、とされる(國原吉之助(前注7)110頁、解題174頁注4)。しかしヴェリンベルトゥスの没年は不詳であり(H. Löwe, *Karlsbuch Notkers* [wie Anm.39] S.135)、國原氏が何に基づいて884年とされているのかは、不明である。

68) T. Offergeld, *Reges pueri* (wie Anm.17) S.473 Anm.564

この著作は「お人好しの老人の無駄話から『君主の鑑』 Fürstenspiegel まで」さまざまに評されてきた⁶⁹⁾。しかしヘーフェレによって叙述の計画性と作品の教訓的性格が指摘されて以来⁷⁰⁾、少なくとも単なる無駄話と評されることはない。例えばペンドルフは、先のレーヴェの所論を受けて、*exemplum* (例、範) をキーワードと指摘し、ノトカーのほとんどすべての話はカール3世への「例示の性格」*Beispielcharakter* をもつとする⁷¹⁾。ノトカーの『カール大帝業績録』を、カール3世に対してカール大帝の例 (*exemplum*) によって教訓を示すもの、カール大帝を範 (*exemplum*) として君主の理想像を示すもの——その意味で一種の『君主の鑑』——と解すること、それは穏当な理解であろう。ただ、ノトカーによる教訓や範の提示は、君主一般に宛てたものではなく、カール3世に宛てたものであり——もとよりカール3世に宛てた形で君主一般に宛てたものという側面もあるが——、そのことをよく示すものが随所に現れるカール3世への直接の呼びかけ、語りかけである。史料④として示した箇所がその典型であり、しかも例示でも範でもない、カール3世へ直接思うところを語っている。

その、直接思うところ、アルヌルフへの相応の処遇要求であるが、しかしこれ自体、すぐにでもすべしと迫る緊迫感はいかがわれない。第2巻・第14章(史料④)は『カール大帝業績録』のようやく半ばあたりの叙述であり、この箇所を含む第2巻を一通り書き上げたのち推敲を加え、さらにその後第3巻に取りかかるという手順であれば、かの要求は、緊急に実行するよう迫るものというより、完成後に読んでもらい、先のことを考えて熟慮してほしいこととしてあげた願望・要望であるに思われる。

885年以降、887年までのフランク情勢は、全体として見るならば、俯瞰的に見るならば、カール3世の後継問題が喫緊の政治課題として浮かび上がり、将来が見通されない状況の中にあった。このことは同時代人の誰しもが感じ取っていたことであろう。しかし個々人の日常のレヴェルで見ると、今すぐにでも対処を迫り・迫られる状況というわけではなかったであろう。ノトカーにあっては『カール大帝業績録』の執筆のさなかにあり、カール3世に対し作品を通じてさまざまなことを訴えかけようと構想した。この間に生じたカールの後継問題も、当然、ノトカーの知るところであり、これに関する自身の思いも脳裏にあったであろうが、それを述べようと考えたであろうか。今日伝わる形では、この著作に直接そのような意図を示す箇所は見られない。そうした中でノトカーにあっては非常にまれな箇所が、第2巻・第14章(史料④)での直截な要請、アルヌルフの処遇をめぐる要請である。

あらためてこの史料箇所を見てみよう。ここではアルヌルフの処遇をめぐる要請に付随する形でベルンハルト、この先誕生するかもしれない男子——おそらくは嫡出男子——に言及されている。すなわちカール3世の男系の最近親すべてにコミットする箇所である。アルヌルフの処遇を親族集団を念頭において問題にする、となると、当然、彼の庶出、庶出子への処遇ということが問題になろう。誕生するかもしれない嫡出子のことを念頭においていたとすると、なおのことである。かつ、その要請は緊急を要することとしてあげられているとは思われず、熟慮を求める性質のものであるなら、——われわれの考えはこうである——この要請には「庶出子」アルヌルフの処遇を、他のカ

69) U. Penndorf, Problem der »Reichseinheitsidee« (wie Anm.2) S.149

70) H. F. Haefele, Gesta Karoli Magni Imperatoris (wie Anm.1) Einleitung S. XVI-XXIII. ただし第2巻は、全体として雑然とした印象をぬぐえず、國原氏(前注66)が指摘されるように、叙述は整理されないままに終わったと思われる。

71) U. Penndorf, Problem der »Reichseinheitsidee« (wie Anm.2) S.150-151

ロリンガー男子の存在を意識したうえで熟考するよう、求めるものであった。

もとよりそれはカロリング家の行く末を見据えての熟慮要請であったろう。しかししてノトカーがその先に、カールの後継者、王位（帝位）継承者のことを念頭においていたのかどうか。研究者の多くは、『カール大帝業績録』第2巻・第14章（史料④）においてノトカーがアルヌルフをカールの後継者として思い描いていたとしているが、われわれはノトカーがそこまで踏み込んでコミットしていたかどうか、判断を留保し、上に述べた所見にとどめたい。そうするのは、ノトカーの要請が、当時のフランク社会における庶出子の処遇問題の処理、とくに相続におけるそれに同期するものであったと思われるからであり、ひとまずそれを確認することも当該箇所を理解するうえで必要であると思われるからである。次章でこの関連を取り上げよう。

第3章 9世紀フランク社会における婚外子＝庶出子の相続問題

1) B. カステンの9世紀フランク社会論

先にあげたブリギッテ・カステンは、9世紀におけるフランク諸王の勅令 *Capitularien* や、教会立法における婚姻に関わる条項、婚姻に関する聖職者らの小論、あるいは贖罪書などの言語的・内容的な分析をとおして、当該時期のフランク社会における婚姻観—婚姻関係について、以下のような諸点を析出した。

すなわちそこでは、婚姻形態をとらない男女の関係（*außereheliche Lebensgemeinschaft*）から、法に適った婚姻（*gesetzmäßige Ehe*）にいたるまで、さまざまな「婚姻関係」が存在し、それらをあえて区別するという認識はそれほどなかった。また、貴族階層においては重婚・多重婚もしばしば見られ、キリスト教会がこれに一致した態度で臨むこともなかった。こうした事態の背景にあったのは、フランク社会における性的なことに対して何ものにもとらわれない風潮（*sexuelle Freizügigkeit*）であり、それはまたこうした多様な婚姻関係から生まれる子供、とりわけ所謂・婚外子＝庶出子、に対する扱いへも映し絵となって現れた。すなわち、子供を、生まれを理由として差別—排除するということに対し、教会も「国家」も深く関心を示すことはなかった。教会立法においては子の嫡出—庶出の問題は付随的にしか言及されておらず、教会にはそもそもこれを問題にする意識は希薄だったのであり、勅令もこの問題に言及することはほとんどなかったのである。もとより婚外子（*nichtehelich geborene Kinder*）が法的に不利となることは知られてはいた。しかしながら9世紀のフランク社会においてそうした子供の位置づけ（*Positionierung*）にとって重要だったのは、婚姻・相続法的な基準よりも、母親の生まれ・社会的地位、両親の「婚姻関係」の期間、子やその母が父親の周辺にどう受け入れられていたか、両親が離別する場合、子が父親のもとに残るか、また、父親が「再婚」をするか、といった事柄であった。

多様な婚姻形態から生ずるはずの庶出（*Illegitimität*）の問題は、確かに9世紀フランク社会において生起する問題ではあったが、しかし、重要な関心事ではなく、一般的には無関心、場合によっては寛容を以って扱われる問題であった。それは、国家や教会の立法によって規定されるべき問題ではなく、家族・親族内における人間関係によって解決・処理される性格のものであり、庶出を以つ

てしての非難があるとしても、それは主要・支配的な要素ではなく、当該者に対するネガティブな全体事情において追加的に持ち出される論拠にすぎないのである⁷²⁾。

9世紀フランクの勅令や教会立法などにおける嫡出—庶出の問題への全体的な無関心の中において、ほとんど唯一例外的にこれに言及し、庶出子の法的地位・相続権について規定するのが、817年ルードヴィヒ敬虔帝の「帝国整備令」*Ordinatio Imperii*であった。カステンはこの、王位継承問題にも直接関わる「帝国整備令」での庶出 (*Illegitimität*) 問題を、806年カール大帝の「王国分割令」*Divisio Regnorum*、や、831年敬虔帝の「王国分割令」(*Regni Divisio*) などとともに、「純粋に家内的な現実」(*rein familiäre Akutualitäten*) において分析することから出発して、9世紀末に至るまでの相続問題をめぐるカロリング王家内の「父—子」関係、「叔父—甥」関係などへ考察を進め、さらに王位継承にあたってカロリング家の、庶出子のみならず嫡出男子すら排除される現実——王家の男子の増加——、一転、王家の男子の減少という現実の中での庶出子の立ち位置——アルヌルフの王位獲得の背景——、さらには非カロリナー貴族のそれ、などへと分析・議論を進める⁷³⁾。

カステンにあっては、従来のムント婚 (*Muntehe*)、フリーデル婚 (*Friedelehe*)、そして内縁関係 (*Konkubinat*) というカテゴリー分け、そしてキリスト教会によって唯一合法とされたムント婚と、その他の婚姻形態との法的・権利的差異、そしてそれに付随する、子の、嫡出—庶出の一律な法的・社会的峻別は、切り捨てられる。9世紀フランク社会における多様な婚姻関係の存在と、そこから生じるはずの嫡出—庶出 (*Illegitimität*) の問題の実情は、従来の諸研究が提示してきたような形で割り切れるもの、法的・社会的に一律に規定されて提示されるものではない。その、一見理解しがたい現実、今日、すなわち同様に多様な婚姻関係を許容する今日だからこそ理解できる⁷⁴⁾、——こう確信して論を進めるカステンの姿勢はきわめて挑戦的、また魅力的である。

2) 婚外子=庶出子の相続問題に対する聖職者の対応

ところで、多様な婚姻形態のうち、キリスト教会が認めてきたのが、従来の研究でいうところのムント婚のみであったことは、あらためていうまでもないことであり、それ故にカステンが議論の出発点においてつぎのように述べることは当然である。すなわち「9世紀の教会的な秩序体系が何を婚姻ではない (*Unehelichkeit*) と定義していたか、そしてこれ (*Unehelichkeit*) に対してどのような立場をとっていたかは、十分知られている、が、しかし、世俗的・「国家的」な秩序体系の代表者たちがそれについてどのように考えていたか、またそもそも教会の規範であれ、世俗の規範であれ、それらがさまざまな社会層がその中で生きている価値体系・秩序体系において大いに受け入れられていたのか、そうでなかったのかは、ほとんど知られていない」(傍点——引用者)⁷⁵⁾。カステンの議論が9世紀フランク社会における婚姻問題、そして庶出 (*Illegitimität*) 問題へ進むことは、上に見たとおりである。しかしわれわれはここで、カステンがあえて取り上げなかったと思われることに注視したい。それは、教会が提示する規範がまごうことなき明確なものであったにせよ、教会人が庶出 (*Illegitimität*) 問題に対して必ずしも教会の規範に基づいて一律な、割り切った対応を示したわけではない、ということである。教会人であっても、その時々「現実」を優先し、そ

72) B. Kasten, *Chancen und Schicksale* (wie Anm.52) S.22-33

73) B. Kasten, *Chancen und Schicksale* (wie Anm.52) S.33-52

74) B. Kasten, *Chancen und Schicksale* (wie Anm.52) S.23

75) B. Kasten, *Chancen und Schicksale* (wie Anm.52) S.22-23

れに規範のほうを適合させようとする、そのような対応も存在したということである。

以下ではそうした対応を示すと思われる3つの事例を取り上げる。

(1) すでに別稿⁷⁶⁾で論じ、また上で少しくふれたことであるが、西フランク王ルイ2世(吃音王)の急死後に生じた後継問題において、ランス大司教ヒンクマルらの推す王息ルイ、カルロマン兄弟の嫡出—庶出(Legitimität—Illegitimität)の認定が一つの焦点となった。問題を複雑にした原因の一つは、ヒンクマルらがルイ2世の、即位前における、離婚を介しての2度の婚姻に対して、終始無言を貫いてきたことにあった。中フランク=ロートリンゲン王ロタール2世(在位855～869年)の離婚問題のさいには、離婚を認めぬキリスト教会の規範に則ってロタールの離婚無効の論陣を張り、フランク聖界をリードして、結果的にロタールの「庶出子」フゴーの王位継承をはばみ、ロートリンゲン王国の消滅、東西両フランク王国によるロートリンゲン分割(870年メルセン条約)へと導いたヒンクマルであったが、こと、自らの属する西フランク王国での同様な問題に対しては、沈黙して明確な立場表明をおこなわず、その結果ルイ2世の急死後に弥縫策をとらざるをえなかった。おそらくはヒンクマルはルイ2世とその父シャルル禿頭王(在位843～877年)の在世中は、王権との関係性を優先し、ルイの2度の婚姻に対して「無関心」をよそおったのである。

(2) ロタール2世の離婚問題、およびルイ2世の後継問題と同時期に、離婚と「庶出子」の相続権をめぐり、問題点がより直截に表れた事例が知られる。少し長くなるが、事の経緯をしばらく追おう⁷⁷⁾。

皇帝ルドヴィヒ2世のイタリア王期以来の与党の一人に、伯ボゾー Boso / Boson なる人物がいる。その妻エンゲルトゥルット Engeltrud(is) / Ingeltrud(is) との間には2人の娘(名前不詳)があった。856 / 857年頃、エンゲルトゥルットは夫と娘たちを捨てて、自身の家士 vasall ヴァンゲル Wanger とともにイタリアを出奔し、西フランク、ついで東フランク、そしてロタール2世のもと、ロートリンゲンへ逃れた。夫ボゾーは妻を取り戻すべく、教皇ベネディクト3世に仲介を求めると、硬軟織り交ぜさまざまに手を尽くすも、エンゲルトゥルットはこれに応じず、859年ミラノでおこなわれた教会会議で破門を宣せられた。しかしエンゲルトゥルットはこれを無視。西フランクとロートリンゲンで開かれた教会会議ではこの問題が取り上げられ、ボゾー自身、860年コブレンツで開かれた教会会議に姿を現している。しかしロタール2世はエンゲルトゥルットを庇護し、引き渡しを拒否する。ロタール2世はこの時期、自身の離婚問題を抱えており、以後エンゲルトゥルット問題はロタール2世の離婚問題とほぼ同時進行する。

エンゲルトゥルットの夫ボゾーは、ロタール2世の離婚を迫られている妃テウトベルガの親族——兄弟(?)——と目され、テウトベルガの訴えを是とした教皇ニコラウス1世はボゾーのそれをも是とし、この問題でもフランク聖界への影響力の大きいヒンクマル、および西フランクのシャ

76) 拙稿「カロリinger後期・国王選挙における正統性問題」(前注11)

77) 以下のエンゲルトゥルットの離婚問題については、E.Hlawitschka, *Franken, Alemannen, Bayern und Burgunder in Oberitalien (774-962). Zum Verständnis der fränkischen Königsherrschaft in Italien*, Freiburg i.Br. 1960, S.158-162 (Boso [I.]) ; E.Hlawitschka, *Die Anfänge des Hauses Habsburg-Lothringen. Genealogische Untersuchungen zur Geschichte Lothringens und des Reiches im 9., 10. und 11. Jahrhundert*, Saarbrücken 1969, S.159-161 を参照。

ルル禿頭王に関与・支援を求めた。周知のように863年メッツでの教会会議においてロートリングンの司教団がロタール2世の事実上の離婚を認める決議をおこなうも、教皇ニコラウス1世は直ちにこれを破棄するが、ニコラウス1世はこのおり同時にエンゲルトゥールトをあらためて破門に処している。その後865年に至ってエンゲルトゥールトは、ヴォルムスにおいて教皇使節アルセニウスの面前で、夫への悪意ある行動をやめ、イタリアへ戻る旨、宣誓を余儀なくされる。しかし彼女はイタリアへの帰還の途中、ドナウ川を越えるさいにアルセニウスの配下から逃れることに成功し、他方、アルセニウスはアルプス以北の司教等に彼女の破門をあらためて伝えるが、エンゲルトゥールトが夫ボゾーのもとに戻ることはついになかった。

さてエンゲルトゥールト絡みの問題が再び脚光を浴びるのは、エンゲルトゥールト、およびボゾーの死後（両者とも没年不詳）、878年のことであった。この年、教皇ヨハネス8世から東フランクのザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世、マインツ大司教リウトベルト、エンゲルトゥールトの親族——兄弟(?)——である伯マツフリート Matfried へ宛てた、おそらく同時期に作成された3通の書簡⁷⁸⁾があり、それらからつぎのような事態がうかがわれる。

エンゲルトゥールトの死後、彼女とボゾーとの間の2人の娘が、おそらくはエンゲルトゥールト自身が受け継いできた自家所領 Allod に対する相続権を主張して、教皇ヨハネス8世に支援を求めた。その所領は、具体的な所在地は知られないが、一部を東フランクのザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世が、今一部——マインツ大司教座管区に所在すると思われる——をエンゲルトゥールトの親族の伯マツフリートが占有していた。エンゲルトゥールトの遺産がルードヴィヒ3世のもとに至った経緯は知られないが、マツフリートの場合は、エンゲルトゥールトがヴァンゲルとの間に生まれた息子ゴットフリート Gottfried に遺したものと思われ、彼女の親族マツフリートが、ゴットフリートのためにその所領を守るべく、これを占拠していた。教皇ヨハネス8世はこの訴えを受けて、ルードヴィヒ3世とマツフリートへ宛てて、そしてマツフリートを支持していたと思われるマインツ大司教リウトベルトに宛てて書簡を書き送り、かの2姉妹へ所領返還するよう、求めたのである。

3書簡のうち、リウトベルト宛て書簡では、ヨハネスは自身の拠って立つ法的理由をつぎのように説明する。すなわち、2姉妹が合法的な相続人であり (quoniam omnium legem auctoritate legitimi filii sunt veri heredes), エンゲルトゥールトは「庶出子」spurius ゴットフリートに対し「夫 (=ボゾー) の同意なしに」(sine viri consensu) いかなる贈与も許されていなかった (Et si forte spurius Godefredus aut alii, quibus ipsa machans Ingiltrudis sine viri consensu quoquo modo donaverit, contendere voluerit, nostra apostolica auctoritate debeas illos excommunicare, donec reddiderint), と。これにつづけてヨハネスは、「何故なら神聖なるローマ教皇ヨハネス(2世)と皇帝ユスティニアヌスによってつぎのように記されるからである。すなわち、庶出子は非常に侮辱的で、非常に苦々しく、余の御代に常に相応しくないと余は判定する、と」(quia sancientibus Iohanne papa Romano et Iustiniano imperatore scriptum est : Spurius satis iniuriosos satisque acerbos et nostris temporibus semper indignos esse deiudicamus) と、ユスティニアヌス法典の一節を引いて、つまりローマ法に基づいて、そして教皇ヨハネス2世の名をあげることにより教会法にも基づ

78) MGH Epistolae 7 (wie Anm.30) Nr.111(zu Ludwig III.), S.102-103, Nr.129(zu Liutbert von Mainz), S.115, Nr. 130(zu Matfried), S.115 : Jaffé Reg. (wie Anm.26) 3211, 3167, 3168. この3書簡の作成時については、vgl. Erich Caspar, Studien zum Register Johannis VIII., in : Neues Archiv 36 (1911), S.135-137

く形にして、自己の主張を裏付けようとする⁷⁹⁾。

「夫の同意なしに」エンゲルトゥルースは何も与えることはできなかったとする立場は、伯マツトフリートへ宛てた教皇書簡でも、ほぼ同じ表現を用いて、表明されており、このことをもってヨハネス8世はマツトフリートに対し2姉妹への所領返還を求めている (Nonne scitis, quoniam in hereditate suscipienda omnibus cognatis preferendi sunt filli? Illa vero mechans alicui sine consensu viri ex his aliquid dare nequivit omnium legem auctoritate. Unde vos monemus hortamur apostolicaeque auctoritate iubemus, ut ipsas proprietates illis filiabus eorum reddere pro reverentia principum apostolorum)⁸⁰⁾。

ルードヴィヒ3世宛ての教皇ヨハネス8世書簡でも、2姉妹の母エンゲルトゥルースから所領が「夫の同意なしに」ルードヴィヒのもとへわたったことの違法性を指摘し (Ceterum reclamationem filiarum iamdicti Bosonis audivimus, ut ipsas ipsius matrisque earum proprietates Ingiltrudis alias vos teneatis, alias vero vestris tenere, quibus ipsa post iudicium sibi illatum sine viri consensu dederit tenere, permittatis, quod nefas est et contra omnium legum prorsus auctoritatem), 「どうして妻が夫の同意なしになすことができようか?」 (Quid enim uxor sine viri consensu agere potest?) 「それゆえつぎのことは明白々である。最も栄えある国王よ。あなたも、彼らの親族も、合法(嫡出)である娘たち自身を除いては、かの自家所領を有してはならない。しかし彼女らの訴えの後に生まれたもの、庶出子たちも相続すべきではない。前述の教皇(=ヨハネス2世)と皇帝(=ユスティニアヌス)がつぎのように記したように。すなわち、庶出子は非常に侮辱的で、非常に苦々しく、余の御代に常に相応しくないと余は判定する、と」 (Unde liquido patet, gloriosissime rex, ut nec vos nec cognati eorum, nisi ipse filie, que sunt legitime, illos alodes habere debent; qui vero nati sunt post crimen illarum, spurii sunt nec hereditare debent, ut prefatus papa et imperator scripserunt ita: Spurios satis iniuriosos satisque acerbos ac nostris temporibus semper indignos esse deiudicamus)。ここでもユスティニアヌス法典の同じ一節を引いて、自己の主張を裏付けようとしている⁸¹⁾。

これらの争論の結末については不詳である。われわれにとって興味深いのは、リウトベルト宛て書簡、およびマツトフリート宛て書簡に見られる、教皇ヨハネス8世のもとの、庶出子の相続からの排除の法的理由である。庶出子ゴットフリートが相続から排除されるのは、「夫の同意」がなかったから、という立場がとられている。もとより「夫の同意」に、妻の権利は夫が代表するという考えが表明されている可能性もあろう。とりわけルードヴィヒ3世宛て書簡の場合、庶出子の相続権ではなく、ルードヴィヒへの譲渡行為が問題視されていることから、そのように考えるべきかもしれない。しかし、今ここでわれわれが注視したいのは何よりも、ヨハネス8世の主張はすなわち、庶出子は庶出子であることをもって直ちに相続から排除されるというわけではない、とする立場に連なることである。つきつめればそれは、庶出子の相続問題は家族・親族内における人間関係によって解決・処理されるべきという主張・立場である。カステンもリウトベルト宛て書簡でのヨハネスのこの主張を一例にあげて、上述の9世紀フランク社会における庶出子の相続の実際に迫るの

79) MGH Epistolae 7 (wie Anm.30) Nr.129, S.115; Jaffé Reg. (wie Anm.26) 3167. 教皇ヨハネス2世(533-535)が皇帝ユスティニアヌスと共同立法者としてあげられていることについては、E. Caspar, Studien zum Register Johannis VIII. (wie Anm.78) S.136 Anm.1

80) MGH Epistolae 7 (wie Anm.30) Nr.130, S.115; Jaffé Reg. (wie Anm.26) 3168

81) MGH Epistolae 7 (wie Anm.30) Nr.111, S.103; Jaffé Reg. (wie Anm.26) 3211

だ⁸²⁾。しかし実のところ教皇ヨハネス8世の立場は今少し複雑であり、彼の対応は、カステンが語る以上に、9世紀フランク社会における庶出子の相続の実際との親和性を示しているように思われる。

というのも実は2つの書簡で引用されるユスティニアヌスの法の文言は、教皇ヨハネス8世の主張とは異なる文脈のうちにあり、ヨハネスはそれをフランク社会での実際に合わせようとしたと思われるからである。先に用いた表現をここで用いるなら、その時々「現実」を優先し、それに規範のほうを適合させようとする、そのような対応、と思われるのである。問題の引用文は『ユスティニアヌス法典』Codex Justinianus (=『勅法彙纂』Codex constitutionum) 第6巻・第57章・第5節・第1法文にあり、そこではつぎのようにいわれる⁸³⁾。

皇帝ユスティニアヌスが近衛軍団長官デモステネスへ

ある高い身分の女性が法に適った婚姻で息子を産み、しかして父親がはっきりしない別の婚外子(庶出子)を産んだとき、どのように母の遺産がこの者たちのもたに行くのか、法に適った子供たちのみに行くのか、あるいは婚外子にも行くのか、疑問がもたれた。

1. そこで余は定める。法に適った子供たちが存在するなら、遺言からでも、遺言なしでも、生きているうちの贈与からでも、高貴な母からは所有されていた何がしかが婚外子(庶出子)のもとに行ってはならないことを。何故なら余は、自由人に生まれた高い身分の女性においては、卓越した義務は高潔さを守ることであって、婚外子(庶出子)にふれられることは、非常に侮辱的で、非常に苦々しく、余の御代に相応しくないことと思うからである。余はこの法を、常に尊重されるべきと余の考える貞節それ自体のために、正当にも表明する。

Imp. Iustinianus A. Demostheni pp.

Si qua illustris mulier filium ex iustis nuptiis procreaverit et alterum spurium habuerit, cui pater incertus sit, quemadmodum res maternae ad eos perveniant, sive tantummodo ad liberos iustos sive ad spurios, dubitabatur.

1. Sancimus itaque, ut neque ex testamento neque ab intestato neque a liberalitate inter vivos habita iustis liberis existentibus aliquid penitus ab illustribus matribus ad spurios perveniat, cum in mulieribus ingenuis et illustribus, quibus castitatis observatio praecipuum debitum est, et nominari spurios satis iniuriosum, satis acerbum et nostris temporibus indignum esse iudicamus et hanc legem ipsi pudicitiae, quam semper colendam censemus, merito dedicamus.

本節の命題は、高貴な既婚女性が婚外子を産んだ場合、この女性の遺産は嫡出子のみにわたるのか、婚外子にもわたるのかということで、上に見た問題のうち、エンゲルトゥルートの子供たち(2姉妹とゴットフリート)の間の争論——リウトベルト宛て書簡、およびマツフリート宛て書簡の事案——に該当し⁸⁴⁾、ここで教皇ヨハネス8世が『ユスティニアヌス法典』の中からこの法文箇所

82) B. Kasten, Chancen und Schicksale (wie Anm.52) S.31-32

83) Corpus Iuris Civilis, II, Codex Iustinianus, recognovit et retractavit Paulus Krüger, Berlin 1954, ndr. Hildesheim 1997, S.285, VI, 57, 5, § 1

84) ユスティニアヌスの法文での嫡出子・庶出子はいずれも男性形で書かれており、厳密には男子の場合のみを想定していると取るべきかもしれないが、しかし、少なくともヨハネス8世においては、2姉妹のためのこの法を想起・

を引くこと自体は理に適っている。引用された一節もほぼ同文であることから(点線部)、ヨハネスが当該法文を眼前にしていたことは、疑いあるまい。ところが、ユスティニアヌスの示す法的理由はヨハネスのそれとは異なる。ヨハネスが、「夫の同意」がなかったので、との条件で、婚外子(庶出子)の相続権を否定したのに対し、ユスティニアヌスは、嫡出子が存在するなら、婚外子(庶出子)にはいかなる理由であれ(「遺言からでも、遺言なしでも、生きているうちの贈与からでも」)、母の遺産は相続できないとする。高貴な女性が婚外子をもうけるなど論外である、との判断からである。つまりこの場合、婚外子(庶出子)は婚外子(庶出子)であることをもって相続から排除される、とされるのであって、ヨハネスのとり立場とは異なるのである。

また、ユスティニアヌスの法の引用箇所は、実際には、「高い身分の女性においては」「婚外子にふれられることは」と、高貴な女性の場合に限定され、それが「非常に侮辱的で、非常に苦々しく、余の御代に相応しくない」とされているが、ヨハネス8世にあつては「婚外子=庶出子」のいわば存在そのものが「非常に侮辱的で、非常に苦々しく、余の御代に常に相応しくない」とされ、教皇ヨハネス2世の名を加えていることをも考え合わせるなら、この引用は、婚外子=庶出子一般に対する教会の立場を表明するものへと加工されているといえる。そうであるならば、ヨハネスは、理由を語るさい、婚外子の相続権を無条件に否定するユスティニアヌスの法文をそのまま持ち出すほうが得策であったはずである。にもかかわらず、ヨハネスはそうしてはいない。何故であろう。

ヨハネスはユスティニアヌスの法を知ってはいるものの、それを適用することはなかった、というより、直截には適用できなかったのであろう。おそらくは、ゴットフリートの後ろ楯となっている親族集団を前にしては、ユスティニアヌスの法、すなわちローマ法や、教会の説くところを厳格に適用しようとしても効果は得られず、当時のフランク社会での庶出子の相続をめぐる対処の実際に合わせざるを、いわば相手のリングに上がって闘わざるを、えなかったのであろう。はたしてそうであるならば、庶出子の相続問題は当事者間の関係性の中で解決・処理されるべきという立場は、聖職者——教皇！——においても認容されていたのである。

(3) 最後にマインツ大司教リウトベルト宛て教皇ヨハネス8世書簡に関して、もう1点、名宛人のリウトベルトの姿勢について取り上げよう。

この書簡が伝える事案、すなわちエンゲルトゥールの「婚外子」ゴットフリートのために、彼に代わって伯マツフリートがマインツ大司教座管区に所在すると思われる所領を占拠していたことに対して、ヨハネスから善処を求められた名宛人たるリウトベルトは、カステンの見るところ、どうやらマツフリートの行為を容認していたようである⁸⁵⁾。はたしてリウトベルトは「婚外子」=庶出子ゴットフリートの相続を認容していたのであろうか。少なくともここでわれわれがいうことは、ヨハネスが、庶出子は庶出子であることをもって相続から排除される、とする立場からではなく、「夫の同意」がないために相続を認められない、とする立場から、リウトベルトを説得

援用していることからして、女子に援用できる法と考えていたように思われる。また、ルードヴィヒ3世宛て書簡の事案は、引用されたユスティニアヌス法の命題に該当せず、ヨハネスは唐突に「庶出子たちも相続すべきではない」とし、つづけてこの一節を持ち出しているが、その意味するところは不明である。この事案と、リウトベルト宛て書簡、およびマツフリート宛て書簡の事案とが密接に関連していることから、当事者間において一体化された問題と認識されていて、そこから出来た事態であるのかもしれない。

85) B. Kasten, Chancen und Schicksale (wie Anm.52) S.32

しようとしたことである。

しかしマインツ大司教リウトベルトの周辺といえ、885年にカール3世がその「庶出子」ベルンハルトを後継者にしようとしたことに対して、これを「欺瞞的な計画」として激しく非難し、その計画の失敗を「神意によって打ち砕かれた」と断じた、かの『マインツ本フルダ年代記』が想起される。

『マインツ本フルダ年代記』の一連の発言は、通例、正統なカロリンガーがカール3世以外にいらなくなってしまう885年の時点においても、なお聖職者のもとで「正統性」の問題が重視されていたことを示すものとして捉えられてきたことは、先にふれた。『マインツ本フルダ年代記』の作者はリウトベルトのいわば代弁者であり、リウトベルトもまたこの態度・姿勢に与するものと思われるのだが、その彼が7年前の事案においては、庶出子は庶出子であることをもって相続から排除される、とする立場から説得されてはいなかったのである。

はたしてわれわれはリウトベルトの立場・姿勢をどのように理解すべきであろうか。

先にわれわれは、『マインツ本フルダ年代記』の作者はカール3世とその宮廷の実力者ヴェルチュエルリ司教リウトヴァルト対して激しい憎悪を示しており、ベルンハルト擁立計画への非難もこの文脈において理解される必要もある旨、指摘した。すなわち「正統性」へのこだわりも、原理・原則的なものというより、その時々「現実」に呼応させたものである可能性がある、との視角を示唆した。もとより最終的な判断を下せる範囲にはないが、おそらくはリウトベルトもまた、庶出子の相続問題にあっては、その時々「現実」を優先させ、教会の規範をそれに合わせる姿勢・対応をとっていたのではないか、と思われる。

9世紀フランク社会においては、性的なことに対して何ものにもとらわれない風潮のもと、さまざまな「婚姻関係」が存在し、貴族階層においては重婚・多重婚もしばしば見られた。そうした多様な婚姻関係から生まれる子供、とりわけ婚外子＝庶出子が、相続などで法的に不利な扱いを受けることになることは概ね理解されていたが、実際には当事者の法的地位の処理を含めて、周辺関係者たちの間での関係性の中で解決・処理された。王家の婚外子＝庶出子の処遇の場合も、本質的には「家内的な現実」が大きな比重を占めており、事情は変わらなかった。聖職者にあってはこうした現実に向き合わざるをえず、教会の規範を一方的に主張するだけでなく、柔軟な対応をとることもしばしば見られたのである。

ノトカーが生きた時代はこのような一面をもつ社会であった。彼がカール3世に対して、「庶出子」アルヌルフの処遇を、その最近親の男子たちの存在を意識した中で考えるよう要請したのであったなら、それはおそらく、もはや庶出子が王位を相続してもかまわないとする宗旨替えの表明ではなく、そうした社会で求められる、当事者間の関係性を踏まえた、熟慮された処理の実行を求めるものであったのである。

おわりに

かつてエドゥアルト・ラヴィチュカは9世紀末にしばしば見られるようになる「養子縁組」について考察したさい、つぎのように述べていた。ゲルマン法によれば父は庶出子（フリーデル婚からの息子）に対し、ムント婚からの息子と同じ完全な法的地位を、その意思表示によって与えること

ができるとされる。しかしそれは8世紀半ばには妥当するが、9世紀には、おそらくキリスト教会の影響力下、もはや不可能であった。そこで、それに代わって「養子縁組」がその役割を担った、と⁸⁶⁾。

かような捉え方は今日、さまざまな方面から批判や修正が加えられよう。本稿の関係する範囲でいえば、婚外子＝庶出子がすでに「9世紀」に「キリスト教会の影響力」下でその法的地位を劣等なまま固定化されてしまっていたように描くことは、必ずしも実情に合うものではない。

ラヴィチュカにあっては、「正統性問題」が、すなわち王位継承権を嫡出男子にかぎり、婚外子＝庶出子を排除する原則（「正統性原理」）がもたらすさまざまな状況・問題が、カロリinger後期フランク王国の政治状況・経過を読み解く鍵となる、との確信から、婚外子＝庶出子を排除する原則（「正統性原理」）のもつモーメントを、概して、必要以上に評価しているように思われる。例えば、885年のカール3世のベルンハルト擁立計画を非難する『マインツ本フルダ年代記』の一連の発言は、きわめて激烈で、インパクトがあり、確かに、聖職者・教会人が「正統性原理」に強くこだわっていたことをうかがわせる。しかし先に述べたように、この発言も、特定の党派的立場からなされた可能性は排除できないのであり、これを教会人の全般的、共通認識のごとく見ることには、注意が必要であろう。逆に、「正統」なカロリinger男子がカール3世以外存在しなくなった時点では、もはや教会人も「正統性原理」にこだわってはいられなくなった、いわば宗旨替えせざるをえなくなったとして、ノトカーの発言をこの文脈で読み解こうとすることもまた、性急にすぎよう。

かつて筆者は「正統性原理」について、その「政治性」、すなわち純粋な原理・原則であるように見えて、その実、政治的な力学の働く余地があったことを指摘した。本稿・第1章においても、便宜上この考えをもって政治状況を説明した。それは大筋において誤ってはいないと思われるものの、複雑で混沌とした9世紀後半のフランクの政情をかなり割り切って描き出しているそしりをまぬがれえまい。9世紀フランク社会における嫡出＝庶出の一律な法的・社会的峻別を切り捨てるカステンの議論を前にして、「正統性原理」の評価も相対化を迫られているように思われる。

86) Hlawitschka, Lotharingien (wie Anm.17) S.30 Anm.13